

※1-1（7）「（イ）輸出令別表第1の解釈」中の表

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	釈
1	銃砲	<p>次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ ライフル銃、カービン銃、リボルバー、ピストル、自動拳銃、自動小銃、空気銃（準空気銃を含む。）、散弾銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの</p> <p>ロ 救命銃（携行式の救命銃であって、爆発物又は通信回路を含まず、かつ、射程距離が500メートル以下のものとして設計されたものを除く。）、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃</p> <p>ハ 火砲、榴弾砲、大砲、迫撃砲、対戦車砲、無反動砲</p>	<p>外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するよう特に設計したものであって、関税法第23条に基づく積込み承認を受けたものを除く。</p>
	銃砲弾	<p>空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲に用いる銃砲弾であって、スポーツ用又は狩猟用のものを含む。</p>	<p>外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するよう特に設計したものであって、関税法第23条に基づく積込み承認を受けたものを除く。</p>
	輸出令別表第1の1の項（1）の附属品	<p>次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ スコープ</p> <p>ロ 着脱可能なカートリッジマガジン</p> <p>ハ 消音器又は減音器</p> <p>ニ 銃座</p> <p>ホ 消炎器</p> <p>ヘ 電子画像処理を用いた光学式照準器</p> <p>ト 軍用に特別に設計された光学式照準器</p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 「銃砲」及び「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの</p> <p>ロ ピストルケース、散弾銃に用いるケース、クリーニングセット、リコイルパット、スリング、スリングスイーベル、アムニッションケース又はスナップキャップ</p>

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	釈
	爆発物	<p>次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ 爆弾</p> <p>ロ 魚雷</p> <p>ハ 手榴弾</p> <p>ニ 発煙弾</p> <p>ホ ロケット弾</p> <p>ヘ 地雷</p> <p>ト ミサイル</p> <p>チ 爆雷</p> <p>リ 焼夷弾</p> <p>ヌ イからリまでに該当する爆発物の子弾</p> <p>ル 反応材料であって、次のいずれかに該当する粉末（粒子の最大径が250マイクロメートル未満のものに限る。）若しくはこれらを混合したもの又はこれらの粉末からなる成型品</p> <p>（一）アルミニウム</p> <p>（二）ニオブ</p> <p>（三）ほう素</p> <p>（四）ジルコニウム</p> <p>（五）マグネシウム</p> <p>（六）チタン</p> <p>（七）タンタル</p> <p>（八）タングステン</p> <p>（九）モリブデン</p> <p>（十）ハフニウム</p> <p>（十一）ナノテルミット</p> <p>注：イ 反応材料とは、高いせん断速度でのみ発熱反応を発生させ、弾頭のライナー又は外殻として使用するために設計されたものをいう。</p> <p>ロ 粉末とは、例えば、高エネルギーボールミルによる</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		<p>粉砕過程を経て製造されたものをいう。</p> <p>ハ 成型品とは、例えば、選択的レーザー焼結で製造されたものをいう。</p>	
	<p>輸出令別表第1の1の項(2)のこれを投下し、若しくは発射する装置</p>	<p>次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ 軍用ロケットランチャー、ロケット砲</p> <p>ロ ミサイルランチャー</p> <p>ハ 軍用火炎放射器</p> <p>ニ 軍用の煙幕、ガス又は照明弾の投射装置</p>	
	<p>輸出令別表第1の1の項(2)の附属品</p>	<p>産業用の発破器を含む。</p>	<p>地雷探知機を除く。</p>
<p>火薬類</p>		<p>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬、爆薬又は火工品（輸出令別表第1の1の項(1)及び(2)に該当するものを除く。）を含む。</p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの</p> <p>ロ 自動車用エアバッグガス発生器であって、民生用自動車に用いるもの</p> <p>ハ 自動車用シートベルト引っ張り固定器であって、民生用自動車に用いるもの</p> <p>ニ 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。）第1条の4第七号に規定する経済産業大臣が指定するもの（平成24年経済産業省告示第14号）</p> <p>ホ 施行規則第1条の5第一号に規定するがん具用煙火</p> <p>ヘ 施行規則第1条の5第六号に</p>

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	積
			規定する緊急保安炎筒であつて、民生用自動車に用いるもの ト 航空機用の火工品であつて、航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に基づく耐空証明又は第12条の規定に基づく型式証明を受けた民間航空機に用いるもの
	軍用燃料	次のいずれかに該当するものを含む。 イ 火炎放射器用燃料 ロ 焼夷弾用燃料	
	火薬又は爆薬の安定剤	次のいずれかに該当するものを含む。 イ エチルセントラリット ロ メチルセントラリット ハ メチルエチルセントラリット ニ N・N-ジフェニール尿素（非対称型のもの） ホ メチル-N・N-ジフェニール尿素（非対称型のもの） ヘ エチル-N・N-ジフェニール尿素（非対称型のもの） ト 2-ニトロジフェニールアミン チ p-ニトロメチルアニリン リ 4-ニトロジフェニールアミン ヌ N-メチル-p-ニトロアニリン ル エチルフェニルウレタン ヲ ジフェニルウレタン ワ ジオルソトリルウレタン カ ジフェニルアミン	
	軍用車両	装輪式又は装軌式の軍用ロボット	対人地雷除去機を除く。

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	積
		を含む。	
	輸出令別表第1の1の項(7)の附属品	次のいずれかに該当するものを含む。 イ 軍用車両の訓練用模擬装置 ロ 軍用車両搭載型電子妨害装置 ハ 軍用車両搭載型コンテナ	
	輸出令別表第1の1の項(8)の附属品	次のいずれかに該当するものを含む。 イ 軍用船舶の訓練用模擬装置 ロ 軍用船舶搭載型電子妨害装置 ハ 軍用船舶搭載型コンテナ ニ 軍用船舶用に設計された水中探知装置又はその制御装置	
	輸出令別表第1の1の項(8)の部分品	軍用船舶用に設計又は改造されたエンジンを含む。	
	輸出令別表第1の1の項(9)の附属品	次のいずれかに該当するもの(船上に設置されるものを含む。)を含む。 イ 兵員用又は搭載物投下用のパラシュート ロ 軍用航空機の訓練用模擬装置 ハ 軍用航空機搭載型電子妨害装置 ニ 加圧給油装置 ホ 与圧呼吸機器 へ 無人標的機	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 牽引棒 ロ 保護用のマット及びカバー ハ はしご、階段及び足場 ニ 車輪止め、固縛装置及び固定装置
	輸出令別表第1の1の項(9)の部分品	軍用航空機用に設計又は改造されたエンジンを含む。	
	浮揚性電らん	浮揚性電気ケーブルをいう。	
	防弾衣	次のいずれかに該当するものを含む。 イ 防弾チョッキ ロ 防弾服	防弾機能のない防刃衣を除く。

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	釈
	輸出令別表第1の1の項(11)の部分品	軍用ヘルメット用に特に設計したシェル、ライナー、コンフォートパッド又は防弾機能を有する取付け用のものを含む。	
	軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤	<p>○-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート(○-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、○-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)、○-アルキル=N・N-ジアルキル=ホスホルアミドシアニダート(○-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、○-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、N・N-ジアルキルのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)、○-アルキル=S-2-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート(○-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、○-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、S-2-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート(S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキル</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	釈
		<p>ホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、2-クロロエチルクロロメチルスルフィド、ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)、ビス(2-クロロエチルチオ)メタン、1・2-ビス(2-クロロエチルチオ)エタン(別名セスキマスタード)、1・3-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-プロパン、1・4-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ブタン、1・5-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ペンタン、ビス(2-クロロエチルチオメチル)エーテル、ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル(別名O-マスタード)、2-クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト1)、ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト2)、トリス(2-クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト3)、ビス(2-クロロエチル)エチルアミン(別名HN1)、ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)、トリス(2-クロロエチル)アミン(別名HN3)、サキシトキシン、リシン、P-アルキル-N-[1-(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホンアミド酸=フルオリド(P-アルキル又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアル</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	釈
		<p>キルメチリデン基であるものを含み、P-アルキル及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が11（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあつては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が10）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、N-〔1-（ジアルキルアミノ）アルキリデン〕ホスホンアミド酸=フルオリド（アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が11（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあつては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が10）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、N-〔1-（ジアルキルアミノ）アルキリデン〕ホスホロアミドフルオリド酸（アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が11（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあつては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が10）以下であるものに限る。）</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	釈
		<p>る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、アルキル=N-[1-(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホロアミドフルオリダート(ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が11(アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が10)以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、N-[ビス(ジエチルアミノ)メチリデン]-P-メチルホスホンアミド酸=フルオリド、N-アセチルオキシアルキル-N・N・N'・N'-テトラアルキル-N'-{[3-(ジメチルカルバモイルオキシ)ピリジン-2-イル]メチル}-N・N'-(デカン-1・X-ジイル)ジアンモニウム=ジブロミド(アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基であるものを含み、アセチルオキシアルキル(アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	釈
		<p>それぞれシアノアルキル又はヒドロキシアルキル) 及びテトラアルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アセチルオキシ基 (アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあつては、それぞれシアノ基又はヒドロキシ基) がその結合するアルキル基と当該アルキル基の位置番号1から8までのいずれかの炭素原子において結合しているものに限る。) (Xは、1から10までの整数を表すものとする。)、N・N・N'・N' - テトラアルキル - N・N' - ビス { [3 - (ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン - 2 - イル] メチル } エタンビス (アミジウム) = ジブロミド (テトラアルキルのアルキル基の炭素数が10以下であるものに限る。)、N・N・N'・N' - テトラアルキル - N・N' - ビス { [3 - (ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン - 2 - イル] メチル } - N・N' - (2・X₁ - ジオキソアルカン - 1・X₂ - ジイル) ジアンモニウム = ジブロミド (アルカンの構造が直鎖であり、当該アルカンの炭素数が4以上12以下であり、かつ、テトラアルキルのアルキル基の炭素数が10以下であるものに限る。) (X₁は当該アルカンの炭素数から1を減じた数を、X₂は当該アルカンの炭素数と等しい数を表すものとする。) を含む。</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中 解釈を要する語	解 釈	
	生体高分子	以下のいずれかに該当するものをいう。 イ 酵素 ロ モノクローナル抗体、ポリクローナル抗体、抗イディオタイプ抗体 ハ レセプター	
	生体触媒	生体化合物のうち特定の物質に結合し、分解を促進するものであって、人為的な選択又は遺伝子操作を経て生産されたものをいう。	
	ベクター	遺伝物質を親細胞に組み込む媒介体をいう。	
	輸出令別表第1の1の項(15)中の試験装置	試験、検査、測定又は選別を行う装置をいう。	
	輸出令別表第1の1の項(15)の部分品	連続式硝化機を含む。	
	輸出令別表第1の1の項(16)中の試験装置	試験、検査、測定又は選別を行う装置及び訓練用の標的(輸出令別表第1の1の項(7)、(8)又は(9)に属するものを除く。)をいう。	
	輸出令別表第1の1の項(16)の部分品若しくは附属品	治具を含む。	
	部分品 附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
2	核燃料物質	次のいずれかに該当するものをいう。 イ ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物 ロ ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物 ハ トリウム及びその化合物 ニ 上記イからハまでの物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの ホ ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物 ヘ プルトニウム及びその化合物 ト ウラン233及びその化合物 チ 上記ホからトまでの物質の1又は2以上を含む物質	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		中性子束レベル決定のための放射線検出測定器に内蔵されたものを含む。	
	核原料物質	ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質であって、核燃料物質以外のものをいう。（ただし、核原料物質のうち、トリウムの含有量が、全重量の5パーセント未満のトリウムタングステンからなる線若しくは棒又は繊維製品、塗料、窯業製品（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」昭和32年法律第166号）第2条第12項で定める国際規制物資以外のものに限る。）を対象外とする。）	
	原子炉の部分品	<p>原子炉本体を構成するために設計又は製造されたものであって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 原子炉容器、原子炉圧力容器又はその主要部分品（上部蓋を含む。）</p> <p>ロ 原子炉制御棒、中性子吸収部分の支持及び懸架機構、制御棒案内管</p> <p>ハ 炉心板、炉心支持板、炉心支持柱、燃料チャンネル、炉心槽、カランドリア管、熱遮へい体、炉心バツフル、分散板、シュラウド、シュラウドヘッド、上部格子板、気水分離器、蒸気乾燥器、原子炉容器内に設置する中性子束レベルを決定するための中性子検出器又はその他の内部部分品</p> <p>ニ 原子炉圧力管（原子炉内の一次冷却材と燃料要素を共に格納するもの）</p> <p>ホ 原子炉での燃料被覆用に設計したジルコニウム若しくはその合金の管又はその集合体であって、10キログラムを超えるもの</p> <p>ヘ カランドリア</p>	
	原子炉の附属装置	<p>原子炉本体の外側に据え付けるために設計又は製造されたものであって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 原子炉への燃料装荷、取出装置</p> <p>ロ 一次冷却材を循環させるポンプ又は循環装置</p> <p>ハ 中性子束レベルを決定するための中性子検出器</p> <p>ニ 原子炉での一次若しくは中間冷却材循環用に設計した蒸気発生器又は原子炉での一次冷却材循環用に設計したその他の熱交換器（原子炉の補助システム、非常用炉心冷却系又は崩壊熱冷却系に用いられるものを除く。）</p> <p>ホ 原子炉制御棒駆動機構</p> <p>ヘ 熱損失減少のため及び格納容器保護のために原子炉用に設計された</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	重水素化合物	重水及び重水素化されたパラフィン、リチウムを含む。	医薬品又は治験薬であって、個人使用のための個別包装（瓶、バイアル、チューブ、PTP包装シート等に詰められたもの）されたもの（輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1グラム未満のものに限る。）を除く。
	原子炉用のもの	人造黒鉛の製品又は半製品であって、原子炉用に設計及び製造した反射材、減速材及び燃料要素に用いられるものをいう。	
	原子炉用に用いることができるもの	<p>黒鉛化後の塊状のものであって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 最終加工を施す前のもので、300mm×150mm×130mm以上の直方体を切り出すことができるもの</p> <p>ロ 最終加工を施したもので、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの</p> <p>（一）異方比（最大に熱膨張する方向とその方向に対する任意の垂直方向との熱膨張係数の比率）が1.5未満のもの</p> <p>（二）最大粒子径が5mm未満のもの</p> <p>（三）300mm×150mm×130mm以上の直方体を切り出すことができるもの</p>	
	見掛け比重	黒鉛の質量をその見掛け容積（外部に通じていない穴を含む。）と同じ容積をもつ温度4度の水の質量で割った値のことをいう。	
	分離用若しくは再生用に設計した装置	<p>放射線を照射した核燃料物質、核原料物質（以下「照射済み核燃料物質等」という。）の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 照射済み核燃料物質等の切断機、寸断機又は脱被覆装置</p> <p>ロ 照射済み核燃料物質等の溶解のために特に設計又は製造された溶解器又は溶解槽であって、機械装置を用いたもののうち、高い温度で腐食性のある液体に耐える能力を有し、かつ、遠隔で照射済み核燃料物質等の挿入及び保守が可能なもの</p> <p>ハ 照射済み核燃料物質等の再処理工場で使用されるように特に設計又は製造された向流溶媒抽出装置又はイオン交換装置</p> <p>ニ 照射済み核燃料物質等の再処理工場で使用されるように特に設計又</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		<p>は製造された保管又は貯蔵の容器</p> <p>ホ 照射済み核燃料物質等の再処理工場で自動プロセス制御システムと統合及び使用されるように特に設計又は製造された中性子測定装置</p>	
	<p>分離用若しくは再生用に設計した装置の部分品</p>	<p>照射済み核燃料物質等の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置、又はこれを直接制御する装置の部分品を含む。</p>	
	<p>貨物等省令第1条第五号中の制御装置</p>	<p>照射済み核燃料物質等の処理の過程を直接制御することのできる装置及び照射済み核燃料物質等の再処理のモニター又は制御のために特に設計又は製造されたプロセス制御装置を含む。</p>	
	<p>リチウムの同位元素の分離用の装置</p>	<p>次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ リチウムアマルガムのために特別設計された充填塔型液-液交換塔</p> <p>ロ 水銀又はリチウムアマルガム用のポンプ</p> <p>ハ リチウムアマルガム電解セル</p> <p>ニ 水素化リチウム溶液濃縮用のエバポレータ</p> <p>ホ リチウム同位元素の分離用のイオン交換システム及びこのために設計された部分品</p> <p>ヘ クラウンエーテル、クリプタンド又はラリアートエーテルを用いたリチウムの同位元素の分離用の化学変換システム及びこのために設計された部分品</p>	
	<p>核燃料物質の成型加工用の装置</p>	<p>次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ 核燃料物質と接触し又はこれ</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		<p>を直接加工し、若しくは制御する装置</p> <p>ロ 核燃料物質を被覆内に閉じ込めるためのシール</p> <p>ハ 被覆又はシールを検査する装置</p> <p>ニ 固体燃料の仕上げ加工検査のための装置</p> <p>ホ 核燃料要素の組立てのために用いられる装置</p>	
	ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置	ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離に用いることができる装置をいう。	
	ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置の附属装置	<p>ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置本体の外側に据え付けられる装置をいい、次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ 六ふっ化ウランに耐食性のある材料（銅、銅合金、ステンレス鋼、アルミニウム、酸化アルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル若しくはニッケルを重量で60パーセント以上含むニッケル合金又はふっ素化炭化水素ポリマーを含む。）を用いて製造した又は保護された熱交換器であって、流体間の圧力差が100キロパスカルのととき流体の漏れによる圧力差の減少が毎時10パスカル未満で、大気圧より低い圧力で使用するように設計したもの</p> <p>ロ 六ふっ化ウランに耐食性のある材料（銅、銅合金、ステンレス鋼、アルミニウム、酸化アルミニウム、アルミニウム合金、</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	積
		<p>ニッケル若しくはニッケルを重量で60パーセント以上含むニッケル合金又はふっ素化炭化水素ポリマーを含む。)を用いて製造した又は保護された圧縮機又は送風機であって、圧力比が10以下のもの</p> <p>ハ 質量分析計であって、次の(一)から(五)までの全てに該当するもの</p> <p>(一) 原子質量単位で表した質量が320以上のイオンを測定することができるものであって、原子質量単位での分解能が320を超えるもの</p> <p>(二) イオン源が、ニッケル、ニッケルの含有量が全重量の60パーセント以上のニッケル銅合金又はニッケルクロム合金で作られた又はこれらの材料で保護されたもの</p> <p>(三) 分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するもの</p> <p>(四) 同位元素の分析に用いることができるコレクタを有するもの</p> <p>(五) 六ふっ化ウランのガスの流れを止めずに試料を採取することができるように設計したもの</p>	
	ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置の部分品	ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置本体を構成する機器及び附属装置の主要な部分品	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		<p>をいい、次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ ガス拡散隔壁及びその材料</p> <p>ロ ガス拡散筒</p> <p>ハ 遠心分離機のロータであつて、六ふっ化ウランに対して耐食性のあるもの</p> <p>ニ ジェット・ノズル分離ユニット</p> <p>ホ 渦流分離ユニット</p> <p>ヘ 化学交換分離ユニット（ウラン濃縮用イオン交換樹脂を含む。）</p> <p>ト アルミニウム、ニッケル又は60パーセント以上のニッケルを含有する合金を用いて製造した圧縮機及び送風機であつて、吐出し量が毎分1.7立方メートル以上のもの用に特に設計された密封部</p>	
	化学交換法	<p>次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ イオン交換法</p> <p>ロ 溶媒抽出法</p>	
	ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器	ガス遠心分離機に用いることができる周波数変換器をいう。	
	ガス遠心分離機用の周波数変換器	ガス遠心分離機のモーターステーターへの電力供給用のものをいう。	
	貨物等省令第1条第八号ロ中の周波数変換器	インバータ、コンバータ又は発電機能を有する周波数変換器を含む。	
	ハードウェア及びソフトウェアの制限	インターフェース又は通信プロトコルを含む。	
	ニッケルの粉	ニッケルの粉の粒径はASTM規格B330で測定するものとする。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
			純度が99.9パーセント未満のものであって、粒子の形状が短繊維状のものを除く。
	多孔質金属	組織全体に互いに連結した均質な細孔を有する金属物質になるように成形し、焼結したものをいう。（純度が99.9パーセント未満であって、1枚の面積が1,000平方センチメートル以下のシートを除く。）	
	製造に用いられる装置	製造に用いることができる装置をいう。	
	重水素化合物の製造用の装置	重水の製造用の装置を含む。	
	重水素若しくは重水素化合物の製造用の装置	窒素と水素の合成ガスをアンモニア・水素高圧交換塔より抽出し、合成アンモニアとして再び交換塔に戻すように構成されたアンモニア合成装置を含む。	
	有効長	充填塔の中にある充填物の実際の高さ又は棚段塔の中にある下層のトレーから上層のトレーまでの実際の高さをいう。	
	細粒ステンレス鋼	米国自動車技術者協会（SAE）規格300番台型ステンレス鋼であって、オーステナイト結晶粒度で粒度番号5以上のステンレス鋼又はこれと同等のものをいう。	
	充てん物	充てん塔に充てんする物体をいう。	
	化学的にぬれ性を改善する処理	酸化皮膜を形成させる処理を含む。	
	貨物等省令第1条第十号ロ（六）中の気密な構造のもの	キャンドポンプ、マグネットポンプ、ベローズポンプ又はダイヤフラムポンプをいう。	
	しごきスピニング加工機	絞りスピニング加工及びしごきスピニング加工の両方の機能を有するものを含む。	
	数値制御	数値データ（通常、動作が進行中に読み取られる。）を扱う装置によって行われるプロセスの自動制御をいう。（国際規格ISO2382（2	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		015) 参照)	
	貨物等省令第1条第十四号中の工作機械	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械（貨物等省令第1条第十四号イ（三）に該当するものを除く。）にあつては、可能なすべての加工方法に対し、関係するすべての規制項目を確認し判断すること。 鏡面仕上げ用工作機械を含む。	
	輪郭制御	次の必要な位置とその位置に至るための送り速度を規定する命令に従つて動作する2軸以上の数値制御運動をいう。これらの送り速度は互いに関連して変化するので、必要な輪郭が生成される。（国際規格ISO 2806（1994）参照）	
	輪郭制御をすることができる軸数	輪郭制御をするために同時に関連づけて制御できる補間軸の総数をいう。	
	電子制御装置	電子装置であつて、工作機械の有している運動制御機能と組合わされることにより輪郭制御をすることができるものを含む。	
	電子制御装置を取り付けることができるもの	電子制御装置を実装していない数値制御工作機械を含む。	
	旋削	被加工物を回転させて工具による切削を行うことをいう。	
		被加工物を回転させて、工具を用いて穴をくり広げることを含む。	
	直線軸の全長について測定したときの位置決め精度 〔貨物等省令第1条第十四号イ（一）、ロ（一）及びハ（一）中の位置決め精度の測定方法〕	国際規格ISO 230/2（1988）の直線軸に関する測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定するものとする。 イ 測定条件 （一）測定の前及び測定中においては、工作機械及び位置決め精度測定装置は、同じ環境温度下に保つこと。予備測定（慣らし運転）中に工作機械のスライドは、本測定と同じ方法で周期的な連続運転を行うこと。ただし、工作機械の機体の温度が室温、測定場所のフロアの温度等に対して平衡状態を保ち、かつ、当該工作機械の機体の温度が平衡に達していることを確認することができれば、上記条件（測定前に工作機械及び測定装置を同一環境温度下に置く時間）を満足しなくともよい。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
		<p>(二) 工作機械は、輸出される形態で装備するすべての機械的、電子的又はソフトウェアによる補正を行って測定すること</p> <p>(三) 測定に用いる測定装置の測定精度は、被測定の仕事機械の位置決め精度の4倍より良い精度であること。</p> <p>なお、レーザー測定装置を使用する場合には、温度、気圧、湿度等の影響を避けるために、エアースセンサー及び物体温度センサーを使用した自動補正又は手動補正を適宜行うこと。</p> <p>(四) スライド駆動のための電源は、次のすべてを満足すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電源の電圧変動は、公称電圧のプラスマイナス10パーセント以下であること。 2 周波数変動は、標準周波数のプラスマイナス2ヘルツ以下であること。 3 停電又は電源の遮断があった場合には、慣らし運転及び測定を始めから行うこと。 <p>ロ 測定プログラム</p> <p>(一) 位置決め精度の測定中の送り速度（スライドの速度）は、早送り速度とすること。ただし、鏡面仕上げ用工作機械にあっては、当該送り速度は、毎分50ミリメートル以下とすること。</p> <p>(二) 位置決め精度の測定は、目標位置へ動くのにその都度出発位置に戻ることなく、軸の可動範囲の一端からインクリメンタルの方法で行うこと。</p> <p>(三) 一つの軸の位置決め精度の測定中にあっては、測定されていない軸のスライドを可動範囲の中央に置くこと。</p> <p>ハ 測定結果の表示方法</p> <p>位置決め精度の測定結果の表示には、国際規格ISO 230/2 (1988) の表2 (Typical test results) 及び図3 (Graphical presentation of results) に倣った表及び図を含み、実際に設定した測定条件及び測定プログラムについても併せて表示すること。ただし、Repeatability (R) に関するものの表示を除く。</p> <p>ニ 測定結果の評価方法</p> <p>位置決め精度の数値は、国際規格ISO 230/2 (1988) で記述されているAccuracy (A) の数値とする。</p>
	位置決め精度	<p>工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO 230/2 (1988) による測定値から求めた、工作機械の型式毎の位置決め精度の申告値を用いてもよい。</p>

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		<p>また、製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度の値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）が、貨物等省令第1条第十四号イ（一）、ロ（一）又はハ（一）に規定する位置決め精度の値に達する場合、当該工作機械については、左記の位置決め精度についての各規定に該当するものと判断して差し支えない。</p> <p>注1：位置決め精度の申告値とは、当該型式の位置決め精度の代表値として、審査当局に提出する数値をいう。</p> <p>注2：位置決め精度の申告値の定め方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申告値を定める型式の工作機械を5台選ぶ。 2. ISO230/2（1988）で定める測定方法より5台の機械の各直線軸について位置決め精度Aをそれぞれ測定する。 3. 次に、直線軸（X、Y、・・・）について、5台の機械のA値の平均値\bar{A}をそれぞれ算出する。この平均値\bar{A}が、当該型式における各々の軸の位置決め精度の申告値（\bar{A}_x、\bar{A}_y、・・・）となる。すなわち、申告値は、機械の軸の数だけ存在する。 4. なお、貨物等省令第1条第十四号イからハマまでに該当しない仕様の工作機械であって、以下の一又は二に該当するものについては、当該工作機械の製造者は、18ヶ月ごとに位置決め精度に係る申告値を再確認しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 研削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.006ミリメートル以下のもの。 二 フライス削り、中ぐり又は旋削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.008ミリメートル以下であるもの 	
	直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの	チャック等を付加することにより直径35ミリメートルを超えるものを旋削することのできるものを含む。	
	棒材作業用の旋盤	穴あけ又はフライス削りを行うことができるもの（直径が42ミリメートル未満の棒状の材料以外のものを加工できるように設計したものを除く。）を含む。	
	チャック		コレットを除く。

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	フライス削り	回転工具を用いて切削を行うことをいう。	
		回転工具を用いて穴をくり広げることを含む。	
	フライス盤	専らフライス削りを行うための工作機械をいう。	
	X軸の全長について測定したときの位置決め精度 [貨物等省令第1条第十四号ロ(四)2中の位置決め精度の測定方法]	「直線軸の全長について測定したときの位置決め精度」の解釈に同じ。	
	回転軸	360度(1回転)以上回転しない回転軸を含む。	
	X軸、Z軸及びC軸のみを有するもの	X軸、Z軸で構成される円筒研削盤又はそれらにC軸を付加したものをいう。	
	Z軸の全長について測定したときの位置決め精度 [貨物等省令第1条第十四号ハ(五)1中の位置決め精度の測定方法]	「直線軸の全長について測定したときの位置決め精度」の解釈に同じ。	
	W軸の全長について測定したときの位置決め精度 [貨物等省令第1条第十四号ハ(五)2中の位置決め精度の測定方法]	「直線軸の全長について測定したときの位置決め精度」の解釈に同じ。	
	電子計算機又は数値制御装置により制御される測定装置	プローブを用いて測定するものをいう。 手動の座標測定機を除く。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	貨物等省令第1条第十七号イ（一）中の最大許容長さ測定誤差	国際規格ISO10360-2（2009）（座標計測第2部）（日本産業規格B7440-2（2013））で定める測定方法により各軸の測定精度を測定した場合に、製造者が指定する長さ測定誤差の許容値（ $E_{0x} \text{ MPE}$ 、 $E_{0y} \text{ MPE}$ 、又は $E_{0z} \text{ MPE}$ ）であって、正又は負の最大偏差で表したものをいう。	
	貨物等省令第1条第十七号イ（二）中の最大許容長さ測定誤差	国際規格ISO10360-2（2009）（座標計測第2部）（日本産業規格B7440-2（2013））で定める測定方法により空間の測定精度を測定した場合に、製造者が指定する長さ測定誤差の許容値であって、正又は負の最大偏差で表したものをいう。製造者が指定した、測定のための最も正確な条件（最適なプローブ、スタイラス長さ、動作パラメータ、環境条件等）を用いて、ソフトウェアによる補正を行った上で設定される、最大許容長さ測定誤差（ $E_{0y} \text{ MPE}$ ）を用いて、測定軸の長さに0.00125を乗じて得た数値に1.7を加えた数値以下であるか否かを判定するものとする。	
	直線上の変位を測定するもの	測定子又は被測定物を移動させることにより、測定子と被測定物との間の距離の変化を測定することができるものをいう。	
	貨物等省令第1条第十七号ロ（一）中の非接触型の測定装置		レーザー干渉計を除く。
	貨物等省令第1条第十七号中の分解能	測定装置が検出し得る最小の測定量の大きさをいう。デジタル測定装置の場合には、最小有効表示量（ビット）をいう。	
	0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの	0から0.2ミリメートルまでのいずれかの測定点において0.2マイクロメートル以下の分解能を有するものをいう（測定レンジの如何を問わない。）。	
	貨物等省令第1条第十七号ロ（二）中の最大の作動範囲	線形可変差動変圧器（LVDT）の測定可能な変位量の半分をいう。例えば、プラスマイナス5ミリメートルの作動範囲を有する線形可変差動変圧器（LVDT）は全体で10ミリメートルの変位量を測定することができる。	
	直線性	一般に非直線性として測定され、実測校正曲線（実測上昇及び実測下降の平均値）からの正負偏差の最大値が最も小さく、かつ、等しなるように近似させた最近似直線に対する実測校正曲線の正又は負の最大偏差で	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		示される近接の度合いをいう。	
	測定できる最大の測定レンジにおいて、分解能が0.1マイクロメートル以下のもの	いずれかの測定レンジのいずれかの測定点において0.1マイクロメートル以下の分解能を有するものをいう。	
	角度位置の偏差	測定装置の回転テーブルに被測定物をセットし、測定原点復帰の調整を行って測定したときの、当該測定装置が示す角度位置の値と示すべき角度の真値との最大差をいう。	
	アイソスタチックプレス	気体、液体、固体粒子等各種媒体を介して密閉された中空容器内を加圧し、加工物又は材料に容器内のすべての方向から等しい圧力を加えることができる装置をいう。	
	中空室	使用温度及び使用圧力を達成できる容器（取り付け用具の部分を除く。）をいう。中空室の内径は、圧力容器の内径又は絶縁炉の内径のいずれか小さい方となる。	
	ロボット	<p>マニピュレーション機構であって、C P制御又はP T P制御のいずれかによるもののうち（センサーを有するものを含む。）、次の全てに該当するものをいう。</p> <p>イ 多機能である。</p> <p>ロ 三次元空間を自由に動くことにより、材料、部品、工具又は特別装置の位置決め又は方位決めが可能である。</p> <p>ハ 閉ループ又は開ループのサーボ装置（ステッピングモーターを組み込んだものを含む。）を3以上有する。</p> <p>ニ 教示若しくはプレイバック方法により、又はプログラム可能なロジックコントローラとして用いる電子計算機により、メカニカルな介入なしで、利用者によるプログラム書換えを可能とする機能を有する。</p>	<p>直角座標マニピュレーターシステムとして定義されるスタッカークレーンであって、貯蔵場所の垂直な配列と一体のものとして製造され、貯蔵又は取り出しのために貯蔵場所の中身にアクセスできるように設計されたものを除く。</p>
	操縦ロボット	マニピュレーション機構であって、手動又は遠隔操作によつてのみ制御	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		可能なものをいう。	
	シーケンスロボット	次のいずれかに該当するものをいう。 イ 固定シーケンスマニピュレーション機構であつて、機械的に固定されたプログラム運動に従つて動作する自動運動装置 ロ 機械的に制御される可変シーケンスマニピュレーション機構であつて、機械的に固定されたプログラム運動に従つて動作する自動運動装置 ハ 非サーボ制御の可変シーケンスマニピュレーション機構であつて、機械的に固定されたプログラム運動に従つて動作する自動運動装置	
	エンドエフェクター	ロボットのマニピュレーター端のベースプレートに取り付けられたグリッパ、能動ツーリングユニット（注）及びその他のツーリングをいう。 注：被加工物を加工するための動力若しくはエネルギーを供給し、又は被加工物を感知するための装置をいう。	
	塗装用のもの	塗装用のブースで使用するように特に設計したものを含む。	
	シリコン換算で50,000グレイを超える放射線照射	電離放射線を照射した際に、覆いのないシリコン標本が1キログラムあたり吸収するエネルギーが50,000ジュールを超えるものをいう。	
	ロータに用いられる構造材料	ロータに用いることができる構造材料をいう。	
	引張強さが460メガパスカル以上となるもの	製造業者が発行する技術資料等により当該貨物の熱処理を行った場合に、引張強さが460メガパスカル以上となることを製造業者が保証するものをいう。	
	外径が75ミリメートルを超える棒又は円筒形	外径が75ミリメートルを超える円筒形のものをつくることのできる円柱形又は円筒形のもので、外径に比し、高さの長いものをいう。	
	炭素繊維、アラミド繊維、ガラス繊維	連続したモノフィラメント、ヤーン、ロービング、トウをいう。	アラミド繊維においては、繊維の重量の0.25パーセント以上の重量のエステル材料で表面加工を施したものを除く。
	比弾性率	23度プラスマイナス2度の温度及び50パーセントプラスマイナス5	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		パーセントの相対湿度のもとで測定されたニュートン毎平方メートルで表されたヤング率をニュートン毎立方メートルで表された比重量で除した値をいう。	
	比強度	23度プラスマイナス2度の温度及び50パーセントプラスマイナス5パーセントの相対湿度のもとで測定されたニュートン毎平方メートルで表された最大引張り強さをニュートン毎立方メートルで表された比重量で除した値をいう。	
	引張強さが1,950メガパスカル以上となるもの	製造業者が発行する技術資料等により当該貨物の熱処理を行った場合に、引張強さが1,950メガパスカル以上となることを製造業者が保証するものをいう。	
	寸法の最大値	あらゆる方向について当該貨物の長さを測り、そのうちの最大値をいう。	
	引張強さが900メガパスカル以上となるもの	製造業者が発行する技術資料等により当該貨物の熱処理を行った場合に、引張強さが900メガパスカル以上となることを製造業者が保証するものをいう。	
	ベリリウムの半製品		エメラルド若しくはアクアマリンの原石であるベリル（ベリリウム及びアルミニウムの珪素化合物）を除く。
	ベリリウムの一次製品		X線機器用又は検層の装置用の金属窓を除く。
	地金	粉状のもの及びスポンジ状のものを含む。	
	半製品	地金、合金地金、焼結用粉末又はくず等を原料として加工したもので、スラブ、ビレットその他一次製品に達しないものをいう。	
	化合物	化合物のくずを含む。	
	一次製品	圧延、引抜き、押し出し、 ^ヤ 鑄造、鍛造、粉末冶金、溶接、焼結等の工程を経て製造された板、条、帯、棒、素管、管、線材、線、円盤、球、粒、粉、型材、鑄造品、鍛造品及び粉末冶金 ^ヤ 製品をいう。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	混合物	くずを含む。	
	貨物等省令第1条第二十四号ロ中の医療用装置に組み込まれたもの及び装置に内蔵されたもの	ラジウム226、ラジウム226合金、ラジウム226化合物若しくはラジウム226混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品であって、医療用装置に組み込まれ、若しくは装置に内蔵されたものをいう。	
	放射性核種	アインスタイニウム253、アインスタイニウム254、アクチニウム225、アクチニウム227、ウラン230、ウラン232、カリホルニウム253、ガドリニウム148、キュリウム240、キュリウム241、キュリウム242、キュリウム243、キュリウム244、トリウム227、トリウム228、プルトニウム236、プルトニウム238、ポロニウム208、ポロニウム209、ポロニウム210、ラジウム223をいう。	
	ほう素10のほう素10及びほう素11に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたほう素	ほう素10のほう素10及びほう素11に対する比率がほう素全重量の18.5パーセントを超えて濃縮されたほう素をいう。	
	ニオブ、チタン及びタングステンからなる合金	ニオブ50パーセント、チタン30パーセント及びタングステン20パーセントからなるものをいう。	
	リチウム6のリチウム6及びリチウム7に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたリチウム	リチウム6のリチウム6及びリチウム7に対する比率がリチウム全重量の6.5パーセントを超えて濃縮されたリチウムをいう。	
	ジルコニウム	ハフニウム含有量の限定はジルコニウム金属、ジルコニウム合金、ジルコニウム化合物のすべてに適用する。	
	フィラメントワインディング装置	複合材料の製造用の装置であって、繊維をマンドレルに巻きつける装置をいう。	
	分離に用いられるレーザー発振器	分離に用いることができるレーザー発振器をいう。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	レーザー発振器	輻射の誘導放出による光増幅を利用して空間的及び時間的にコヒーレントな光を発生させるものをいう。	
		ラマンレーザー発振器の励起用のレーザー光源として使用されるもの、レーザー増幅器及び光周波数変換器を含む。	
	二酸化炭素レーザー発振器		産業用の二酸化炭素レーザー発振器を除く。
	一酸化炭素レーザー発振器		産業用の一酸化炭素レーザー発振器を除く。
	統一原子質量単位	原子、素粒子などの質量を表す単位（記号はu）。	
	貨物等省令第1条第三十六号中のパルス	持続波にパルス光が重畳されたものを含む。	
	パルス幅	単一のレーザーパルスの前縁（立上がり）において出力が最大出力の半分まで増加した時点と、当該レーザーパルスの後縁（立下がり）において出力が最大出力の半分まで減少した時点との間の時間をいう。	
	ラマンレーザー発振器	ラマンシフターを含む。	
	レーザー光のスペクトル線幅	レーザー発振出力を波長に関してスペクトル分解して得られる発振出力のスペクトル分布において、その強度がピーク強度の二分の一になる最短波長と最長波長との間の波長幅をいう。	
	パルス励起	連続励起にパルス励起を重畳させることを含む。	
	キュースイッチ	光共振器の中にエネルギーを蓄積するものを含む。	
	波長可変レーザー発振器	複数のレーザー遷移にまたがる帯域で連続的に出力波長を変えることができるレーザー発振器をいう。	
	レーザー光の増幅のみを行う装置	発振段と増幅段を組み合わせたレーザー発振器の増幅段をいう。	
	分析に用いられる質量分析計	分析に用いることができる質量分析計をいう。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	アクチニド又はそのふっ化物のイオン化用に設計したイオン源	アクチニド又はそのふっ化物のイオン化用に設計したマイクロフロリネーションイオン源をいう。	
	貨物等省令第1条第三十八号中の圧力計	測定された圧力を信号に変換する機能を有するものをいう。	
	絶対圧力を測定することができる圧力計であって、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの	フルスケールを切り替えられる場合にあつては、貨物等省令第1条第三十八号イ(三)1及び2のいずれにおいても確認し判断すること。	
	酸化アルミニウム	アルミナともいう。	
	ふっ素重合体	アルミナともいう。 サファイアを含む。	
	貨物等省令第1条第三十八号イ中のフルスケール	次のいずれかに該当するものを含む。 イ ポリテトラフルオロエチレン(P T F E) ロ 四フッ化エチレン・六フッ化プロピレン共重合体(F E P) ハ テトラフルオロエチレン・パーフルオロアルキルビニルエーテル共重合体(P F A) ニ ポリクロロトリフルオロエチレン(P C T F E) ホ フッ化ビニリデン・ヘキサフルオロプロピレン共重合体	
	貨物等省令第1条第三十八号中の精度	測定する範囲の上限値(パスカル)をいう。	
	呼び径が5 A以上のもの	非直線性、ヒステリシス及び繰り返し性を含むものをいう。	
	呼び径が5 A以上のもの	内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径の数字(日本産業規格B 2 0 0 1号においてAの符号で表す数字)が5以上のもの(呼び径の数字がないものにあつては、口径が5	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
		ミリメートル以上のもの)をいう。
	貨物等省令第1条第三十八号ロ中の内容物と接触する全ての部分	交換可能な部分以外で内容物と接触する全ての部分をいう。
	ソレノイドコイル形	導線を同一軸に沿って均一に何回も巻いたコイルの形状を有するものをいう。
	内径の35パーセントを半径とする円	コイル断面の円の面積の50パーセントの面積を有する円となる。
	排気速度	空気又は窒素ガスを用いて測定した値をいう。
	到達圧力	全閉にした状態の吸気側において到達できる圧力をいう。
	電子加速器	電子を加速する装置をいう。
	電子顕微鏡の部分品	電子顕微鏡用に専用設計された電子加速器をいう。
	ビームのパルスの持続時間	マイクロ波変調器から発する1個のパルスから発生する集群ビーム持続時間をいう。
	1,700にメガ電子ボルトで表した電子の運動エネルギーのせん頭値の2.65乗を乗じたものに、クーロンで表した加速された電子の全電荷量を乗じた値	$1,700 \times (\text{メガ電子ボルトで表した、電子の運動エネルギーのせん頭値}) \times (\text{クーロンで表した加速された電子の全電荷量})$
	1,700にメガ電子ボルトで表した電子の運動エネルギーのせん頭値の2.65乗を乗じたものに、クーロンで表した1マイクロ秒の間に加速することができる電荷量の最大値を乗じた値	$1,700 \times (\text{メガ電子ボルトで表した、電子の運動エネルギーのせん頭値})^{2.65} \times (\text{クーロンで表した1マイクロ秒の間に加速することができる電荷量の最大値})$

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	クーロンで表した1マイクロ秒の間に加速することができる電荷量の最大値	ビームのパルスの持続時間が1マイクロ秒を超える場合に、そのうちの任意の1マイクロ秒内に加速される電子の電荷量の最大値をいう。	
	せん頭出力	ボルトの単位で表したせん頭電圧にアンペアの単位で表したビームパルスの持続時間内における集群ビーム電流の平均値を乗じた値をいう。	
	衝撃試験機	発射体の加速の方式が、次のいずれかに該当するものを含む。 イ 推進剤方式 ロ ガス方式 ハ コイル方式 ニ 電磁方式 ホ 電気・熱方式	高速武器システムのために特に設計した銃を除く。
	フレーミングカメラ	高速度の単一フレームカメラは動的事象の単一画像を生成するために単独で用いることができ、複数の当該カメラを、複数画像を生成するために連続トリガーシステムと組み合わせることができる。	
	干渉計	次のいずれかに該当するものを含む。 イ レーザードップラー干渉計 ロ 反射システムを用いた速度干渉計 ハ 二光線干渉計 ニ 光通信ドップラー速度計（ヘテロダイン速度計）	
	試験に用いられる貨物	試験に用いることができるものをいう。	
	冷陰極管	ガスクライトロン管及び真空スピリトロン管を含む。	
	陽極遅延時間	出力信号の入力信号に対する遅れの時間をいう。	
	トリガー火花間げき	放電管の一種で、放電は2個の電極間で行われ、電極間にある別の補助電極に印加したトリガー信号によって放電を開始するデバイスをいう。	
	ターンオン時間	オンとオフの二つの状態をもつスイッチング回路において、オフ状態からオン状態に変化させる入力を与えてから、状態がオンになるまでの時	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
		間をいう。
	パルス用コンデンサ	主として、パルス電流又はパルス電圧でを使用することを目的としたコンデンサのうち、充電された充電エネルギーをパルスの的に放電する機能を有するコンデンサをいう。
	直列インダクタンス	日本産業規格C 5 1 0 1若しくはI E C 6 1 0 7 1 - 1で規定された測定方法又はこれらに準じる測定方法により測定された値をいう。
	貨物等省令第1条第五十号中のモジュール方式	携帯用、移動用又は堅牢化が必要とされる用途用に設計されたものをいう。
	モジュール方式のパルス発生器又はキセノンせん光ランプの発光装置	起爆装置を制御する機能を有するものをいう。
	パルス立上がり時間	抵抗負荷状態で、振幅が10パーセントから90パーセントになるまでの時間間隔をいう。
	パルスヘッド	電圧ステップ機能に対応し、その機能を様々なパルス（長方形型、三角形型、ステップ型、インパルス型、指数型、モノサイクル型を含む。）に形成するように設計したインパルス構築ネットワークの機能を有するものをいう。
	光電陰極	赤外、紫外の領域を含む光の照射により電子を放出する材料で構成された陰極をいう。
	放射線を遮へいする壁を隔てて操作することができるもの	放射線を遮へいする壁で隔てられた操作者が、マスタースレーブ方式、ジョイスティックあるいはキーパッドを用いた方式等により動作させることができるものをいう。
	窓	窓枠に組み込まれたものについては窓枠を除く部分をいう。
	貨物等省令第1条第五十七号中の装置に内蔵されたもの	トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物であって、装置に内蔵されたものをいう。
	トリチウムの製造に用いられる装置の部分品であって、ハに該当す	次のいずれかに該当するものを含む。 イ リチウムペレット ロ トリチウムゲッター

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	る貨物のために特に設計した部分品	ハ 特別に被覆された被覆材	
	ヘリウム3の混合率が天然の混合率を超えるヘリウム	ヘリウム3の混合率が0.000138パーセントを超えるものをいう。	
	部分品 附属装置		他の用途に用いることができるものを除く。
3	軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質		化粧品、シャンプー、調製界面活性剤、インキ、ペイント、接着剤、調製不凍液又は調製潤滑剤であって、個人的使用のため小売用の包装（瓶、缶、チューブ等に詰められたもの）にしたものを除く。
	O・O-ジエチル=S- [2- (ジエチルアミノ) エチル] =ホスホロチオラート	別名アミトンともいう。	
	1・1・3・3・3-ペンタフルオロ-2- (トリフルオロメチル) -1-プロペン	別名PFIBともいう。	
	3-キヌクリジニル=ベンジラート	別名BZともいう。	
	二塩化カルボニル	別名ホスゲンともいう。	
	トリクロロニトロメタン	別名クロロピクリンともいう。	
	アルキルホスホニルジフルオリド (アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)	メチルホスホン酸ジフルオリド、エチルホスホン酸ジフルオリドを含む。	
	O-アルキル=O-2	エチル-2-ジイソプロピルアミ	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	<p>ージアルキルアミノエチル＝アルキルホスホニット（Oーアルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Oーアルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、Oー2ージアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</p>	<p>ノエチルメチルホスホニットを含む。</p>	
	<p>Oーイソプロピル＝メチルホスホノクロリダー</p>	<p>別名クロロサリンともいう。</p>	
	<p>Oーピナコリル＝メチルホスホノクロリダー</p>	<p>別名クロロソマンともいう。</p>	
	<p>炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物</p>	<p>メチルホスホン酸ジエチル、メチルホスホン酸ジメチル、メチルホスホン酸ジクロリド、エチルホスホン酸ジエチル、ジクロロエチルホスフィン、エチルホスホン酸ジクロリド、ジクロロメチルホスフィン、ジエチルメチルホスホニット、エチルホスホン酸ジメチル、ジフルオロエチルホスフィン、ジフルオロメチルホスフィン、メチルホスホン酸、メチルチオホスホン酸ジクロリドを含む。</p>	<p>Oーエチル＝Sーフェニル＝エチルホスホノチオロチオナート（別名ホノホス）を除く。</p>
	<p>N・Nージアルキルホ</p>	<p>（ジメチルアミド）リン酸ジクロ</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	スホルアミジク＝ジハリド（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）	リドを含む。	
	ジアルキル＝N・N－ジアルキルホスホルアミダート（ジアルキル及びN・N－ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）	ジエチル＝N・N－ジメチルホスホルアミダートを含む。	
	N・N－ジアルキルアミノエチル－2－クロリド（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類	2－クロロエチルジイソプロピルアミン、2－クロロエチルジイソプロピルアミン塩酸塩を含む。	
	N・N－ジアルキルアミノエタン－2－オール（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類	2－ジイソプロピルアミノエタノールを含む。	N・N－ジメチルアミノエタノール及びN・N－ジエチルアミノエタノールを除く。
	製造に用いられる装置	製造に用いることができる装置をいう。	
	反応器	内容物が漏れない構造であるものをいい、次のいずれかに該当するものを含む。 イ バッチ式反応器 ロ フロー式反応器 ハ 半回分式反応器	
	内容物	当該装置で制御又は誘導する化学物質（混合物を含む。）をいう。	
	内容物と接触する全ての部分	内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）以外で内容物と接触	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		する全ての部分をいう。	
	ふっ素重合体	ふっ素の含有量が全重量の35パーセントを超えるふっ素重合体（ゴム状のものを含む。）をいう。	
	タンタル合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニオブ合金	重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。	
	貯蔵容器	密閉状態で貯蔵できるものをいう。	
	カーボングラファイト	非結晶質炭素と黒鉛から構成されたものであって、黒鉛を重量濃度8パーセント以上含有したものをいう。	
	貨物等省令第2条第2項第三号中の部分品		熱交換器又は凝縮器に組み込まれて輸出されるものを除く。
	呼び径	内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径をいう。	
	閉止部分	流体を制御するために可動し、弁閉止時に閉止機能を果たす部分をいう。	
	貨物等省令第2条第2項第七号中のケーシング	弁箱（別名ボディともいう。）をいう。	
	貨物等省令第2条第2項第七号中のケーシングライナー	ケーシングと共に弁の部分品として用いられ、ケーシングを内容物と接触させないためのものをいう。	
	シールレスポンプ	内容物が漏れない構造であるものをいう。	
	最高規定吐出し量が1時間につき5立方メートルを超えるもの	温度が摂氏0度かつ圧力が101.30キロパスカルの状態における最高規定吐出し量で、1時間につき5立方メートルを超えるものをいう。	
	使用中	当該装置で物質を焼却しているときをいう。	
	供給する部分	次のいずれかに該当するものをいう。 イ 燃焼室に焼却する物質を供給する部分 ロ 燃料と焼却する物質を混合して燃焼室に供給する焼却装置において	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		は燃料と焼却する物質を燃焼室に供給する部分	
	空気中の物質を検知する装置		分析装置を除く。
	連続して使用するよう に設計したもの	つねに検知できる状態に維持できるように設計したものをいう。	
	貨物等省令第2条第2 項第十二号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	検出器	空気中の特定の物質を識別する機能を有するものをいう。	
	センサーデバイス	検出素子等の検出要素部品をいう。	
	センサーカートリッジ	空気中の特定の物質を識別する機能を有するものであって、交換可能なものをいう。	
		センサーデバイスを有するものを 含む。	
3の2	原料として用いられる 生物、毒素若しくはその サブユニット又は遺 伝子	原料として用いることができる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子をいう。	
	ワクチン	医療用のワクチンを含む。人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであって、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認証を受けているものをいう。	
	アンデアン・ポテト・ ラテント・ウイルス	Andean potato latent virus (Potato Andean latent tymovirusを含む。)をいう。	
	水疱性口内炎ウイルス	Vesicular stomatitis virusをいう。	
	再構成1918年イン フルエンザウイルス	別名再構成1918年スペインかぜインフルエンザウイルスともいう。	
	テュクロウイルス	Choclo virusをいう。	
	ハンタンウイルス	Hantaan virusをいう。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	豚ヘルペスウイルスー1	別名仮性狂犬病ウイルス、オーエスキー病ウイルスともいう。	
	ポテト・スピンドル・チューバー・ウィロイド	Potato spindle tuber viroidをいう。	
	リッサウイルス属のウイルス	狂犬病ウイルス、ラゴスコウモリウイルス、モコラウイルス、ドウベンヘイジウイルス、ヨーロッパコウモリリッサウイルス1、ヨーロッパコウモリリッサウイルス2、オーストラリアコウモリリッサウイルスをいう。	
	ルヨウイルス	Lujovirusをいう。	
	貨物等省令第2条の2第1項第二号中のウェルシュ菌		イプシロン毒素を産生するウェルシュ菌の株のみが規制対象であり、食品の試験及び品質管理のために用いられるウェルシュ菌株は除く。
	牛肺疫菌（小コロニー型）	Mycoplasma mycoides subspecies mycoides SC (small colony) をいう。	
	志賀赤痢菌	Shigella dysenteriaeをいう。	
	山羊伝染性胸膜肺炎菌 F38株	Mycoplasma capricolum subspecies capripneumoniae (strain F38) をいう。	
	コノトキシン		次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬
	志賀毒素	別名志賀様毒素又はベロ毒素（verotoxins及びverocytotoxinsをいう。）ともいう。	
	ジアセトキシシルペノール	別名デアセトキシシルペノールともいう。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	ビスカミン	別名ビスカムアルBUMレクチンともいう。	
	ボツリヌス毒素		<p>次の全てに該当するものを除く。</p> <p>イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤</p> <p>ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬</p> <p>ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬</p>
	クラビクター・ミシガネンシス亜種セペドニカス	<p>ジャガイモ輪腐病の病原菌 <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>sepedonicus</i> (<i>Clavibacter sepedonicus</i>、<i>Clavibacter michiganense</i> subsp. <i>sepedonicus</i>、<i>Corynebacterium michiganensis</i> subsp. <i>sepedonicum</i>又は<i>Corynebacterium sepedonicum</i>を含む。)をいう。</p>	
	コクシジオイデス・イミチス	<i>Coccidioides immitis</i> をいう。	
	コクシジオイデス・ポサダシ	<i>Coccidioides posadasii</i> をいう。	
	コレトトリクム・カーハワイ	<p>コーヒー炭疽^そ病の病原菌 <i>Colletotrichum kahawae</i> (<i>Colletotrichum coffeanum</i> var. <i>virulans</i>を含む。)をいう。</p>	
	ザントモナス・アルビリネアンス	サトウキビ白すじ病の病原菌 <i>Xanthomonas albilineans</i> をいう。	
	ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ	<p>イネ白葉枯病の病原菌 <i>Xanthomonas oryzae</i> pv. <i>oryzae</i> (<i>Pseudomonas campestris</i> pv. <i>oryzae</i>を含む。)をいう。</p>	
	ザントモナス・シトリ・パソバー・シトリ	<p>柑橘かいよう病の病原菌 <i>Xanthomonas citri</i> pv. <i>citri</i> (<i>Xanthomonas axonopodis</i> pv. <i>citri</i>又は<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>citri</i>を含む。)をいう。</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
	シンキトリウム・エンドビオチウム	ジャガイモがんしゅ病の病原菌 <i>Synchytrium endobioticum</i> をいう。
	スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ	<i>Sclerophthorarayssiae</i> var. <i>zeae</i> をいう。
	セカフォラ・ソラニ	じゃがいも smut 病の病原菌 <i>Thecaphora solani</i> をいう。
	チレチア・インディカ	カルナール黒穂病の病原菌 <i>Tilletia indica</i> をいう。
	バイポラリス・オリゼ	イネごま葉枯病の病原菌 <i>Bipolaris oryzae</i> (<i>Cochliobolus miyabeanus</i> 又は <i>Helminthosporium oryzae</i> を含む。) をいう。
	プクシニア・グラミニス 亜種 グラミニス・バラエティー・グラミニス	ムギ類の黒さび病の病原菌 <i>Puccinia graminis</i> ssp. <i>graminis</i> var. <i>graminis</i> 又は <i>Puccinia graminis</i> ssp. <i>graminis</i> var. <i>stakmanii</i> (<i>Puccinia graminis</i> 又は syn. <i>Puccinia graminis</i> f. sp. <i>tritici</i> を含む。) をいう。
	プクシニア・ストリイフォルミス	ムギ類の黄さび病の病原菌 <i>Puccinia striiformis</i> (syn. <i>Puccinia glumarum</i> を含む。) をいう。
	プセウドセルコスボラ・ウレイ	パラゴムノキ南米葉枯病の病原菌 <i>Pseudocercospora ulei</i> (<i>Microcyclus ulei</i> 又は <i>Dothidella ulei</i> を含む。) をいう。
	ペロノスクレロスポラ・フィリピンシス	サトウキビべと病の病原菌 <i>Peronosclerospora philippinensis</i> (<i>Peronosclerospora sacchari</i> を含む。) をいう。
	マグナポルテ・オリゼ	イネいもち病の病原菌 <i>Magnaporthe oryzae</i> (<i>Pyricularia oryzae</i> を含む。) をいう。
	ラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2	青枯病の病原菌 <i>Ralstonia solanacearum</i> , race 3, biovar 2 をいう。
	核酸の塩基配列	次のいずれかに該当する微生物の病原性を発現させる核酸の塩基配列を

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		<p>いう。</p> <p>イ 核酸の塩基配列又は核酸の塩基配列を転写又は翻訳した生産物を通じて、人、動物又は植物の健康に重大な危害を加えるもの</p> <p>ロ 塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、微生物又はその他の生物における人、動物又は植物の健康に重大な危害を加える能力を高めるもの</p>	
	遺伝要素	遺伝的に改変されているかどうか、又は全部若しくは一部が化学的に合成されているかどうかを問わない。	
	復元可能	材料の不活性化及び調製が、核酸の分離、精製、増幅、検出若しくは同定の促進を意図したものである場合又はそうなることが知られている場合には、不活性化された組織体、ウイルス又はサンプルからの核酸の復元が可能であるとみなす。	
	病原性を付与若しくは増強する	核酸の塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、意図的に病気又は死を引き起こす能力を付与又は増強することをいう。	
		毒性、伝染性、安定性、感染経路、宿主域、再現性、宿主の免疫を回避又は抑制する能力及び医学的対策に対する抵抗性又は検出能に関する変更を含む。	
	大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。）を有するもの以外のもの	大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持たないものに限る。）を有するものをいい、大腸菌の核酸の塩基配列を有しないものは含まない。	
	開発、製造若しくは散布に用いられる装置	開発、製造若しくは散布に用いることができる装置をいう。	
	物理的封じ込めに用いられる装置	物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。	
	P 3 又は P 4	別名 B L 3 若しくは B L 4 又は L 3 若しくは L 4 ともいう。	
	P 3 又は P 4 の装置	WHOの実験室バイオセーフティ指針（Laboratory Biosafety Manual）で定めるバイオセーフティレベルが P 3	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		又はP4の設計及び設備の基準を全て満たしている装置（実験室であつて、定置されるもの又はトレーラーにより移動が可能なものをいう。）をいう。	
発酵槽		バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。	
培養容器		発酵槽に組み込まれる容器単体をいう。	
使い捨て培養容器		一回限りの使用（装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまでの使用をいう。）で使い捨てるものであつて、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。	
収容装置		密閉式の使い捨て式培養容器を、収容、保持又は固定するものをいう。剛性のある側壁を持つ使い捨て式培養容器を含む。	
パラメーター		発酵槽の運転温度、pH、栄養成分濃度、かくはん条件、溶存酸素量、通気条件、泡沫制御を含む。	
遠心分離機		デカンターを含む。	
流量		遠心分離機の流入口での流量をいう。	
クロスフローろ過用の装置		供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れるろ過方法を用いたものをいう。	
			次の全てに該当する部分品のみをろ過用の部分品として用いたものを除く。 イ 供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れるろ過方法を用いたもの ロ 中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
			給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの
	滅菌又は殺菌をすることができるもの	物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。	当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。
	使い捨てる部分品	一回限りの使用（装置本体に取り付け、ろ過のために使用した後、当該部分品を取り外すまでの使用をいう。）で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。	
	貨物等省令第2条の2第2項第四号の二中の部分品		次の全てに該当するものを除く。 イ 供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れるろ過方法を用いたもの ロ 中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の方向及び透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向及び排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの
	24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力	水を基準物質とし、内部の圧力を13パスカルに保持した状態における能力をいう。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	水分蒸発量	1時間あたりの最大の水分蒸発量をいう。	
	最小の部分品の変更	噴霧ノズルの交換を含む。	
	平均粒子径	レーザー回折により測定したものをいう。	
	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。	
	衣服	フードと一体のものをいう。	
	粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置	実験動物等に試験する物質を主に呼吸器を通して投与し、生体への影響を観察するために設計された装置をいう。	
	噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品		伝染性のエアゾールの形態で生物剤を散布することができないものは含まない。
	粒径	ドップラーレーザー法又は前方型レーザー回折法のいずれかで測定したものとする。	
	体積メディアン径	VMD (Volume Medium Diameter) をいう。	
	エアゾール発生装置	ノズル、回転ドラム方式のアトマイザー又は類似の装置であって、航空機に搭載するよう設計又は改造した装置をいう。	
4	無人航空機	人間が搭乗することなしに、飛行を開始し、かつ、制御された飛行及び航行を維持することができる航空機をいう。	
	貨物等省令第3条第一号の二中のこれらの部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機	エアゾールを噴霧できるように設計した無人航空機をいう。(物理的に噴霧装置が装着されているかどうかを問わない。) (注1) エアゾールとは、霧状に吹き出した内容物であり、農薬を含む。 (注2) 噴霧とは、霧状(液滴下を含む)に大気中に放出すること。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	自律的な飛行制御及び航行能力	<p>独力で進行方向等を決定し、空間を移動できる能力であって、以下の能力の1又は2以上を有する場合をいう。</p> <p>イ 目標への自動到達能力</p> <p>ロ 動的な目標の自動追尾能力や攻撃・危険に対する自動回避能力</p> <p>ハ 事態に応じ独力で判断を行い目標遂行に代えて自己を温存する能力</p>	
	視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能	<p>機体の飛行制御に必要な機体の姿勢、速度又は位置等の情報を、操縦者が機体を目視することなく得ることができる方法で入手し、操縦者の意思に基づき機体を操縦できる機能をいう。</p>	
	民間航空機	容易に入手可能な通信装置を容易に装着することにより実際にその機能が発現する場合を含む。	
	最大推力	海面上における国際民間航空機関が定める標準大気状態において機体にエンジンを搭載しない状態で測定された最大の推力をいう。型式証明で示される最大推力は、それ以下となる。	
	燃料消費率	海面上における国際民間航空機関が定める標準大気状態での機体に搭載されていない状態における最大連続推力によって決定されるものをいう。	
	一段目のローターの直径	ブレードチップの前縁で測定されたファン又は圧縮機の第一段ローターの直径をいう。	
	乾燥重量	燃料、圧力油、オイルその他の流体がない状態のエンジンの重量であって、ハウジングの重量は含まない。	
	デトネーションエンジン	デトネーション（爆轟燃焼）を燃焼室内の燃焼圧向上に利用するエンジンをいう。	
	複合サイクルエンジン	ターボジェット、ターボプロップ、ターボファン、ターボシャフト、ラムジェット、スクラムジェット、パルスジェット、デトネーション、ロ	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		ケットモーター又はロケットエンジン（液体状、ジェル状又は固形の推進薬又はハイブリッド）のうち、2つ以上のサイクルを使用するエンジンをいう。	
		ターボコンパウンドエンジンを含む。	
	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、デトネーションエンジン又は複合サイクルエンジンの部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	液体状、スラリー状又はゲル状の推進薬の制御装置の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	ハイブリッドロケット推進装置の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	ターボプロップエンジン	ターボシャフトエンジン及びプロペラを駆動するためのパワートランスミッションシステムから構成されたものをいう。	
	ターボプロップエンジンの部分品		他の用途に用いることができるものを除く
	多段ロケットの切離し装置又は段間継手	分離ボルト、分離ナット金具、ボールロック、円周状分離機構及び軟質線状成形炸薬を含む。	
	しごきスピニング加工機	2の「しごきスピニング加工機」の解釈に同じ。	
	ラジアル玉軸受	アンギュラ玉軸受及び深溝玉軸受をいう。	
	しごきスピニング加工機の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	その原料となる物質	当該貨物（貨物等省令第3条第七号イ、ホ、ヘ又はトに該当するものを除く。）を含む混合物にあっては、推進薬製造のために設計したものを	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		いう。	
	化石燃料又は植物に由来する有機物を原材料として製造される燃料を用いて製造したもの	本邦又は外国政府機関による型式証明を受けた民間航空機のエンジンに使用するために特別に製造したものを含む。	ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は貨物等省令第3条第一号の三に該当する無人航空機に使用するように製造したものを除く。
	ヒドラジンの誘導体	非対称ジメチルヒドラジン、モノメチルヒドラジン、硝酸ヒドラジン（硝酸ヒドラジニウム）、トリメチルヒドラジン、テトラメチルヒドラジン、N・N-ジアリルヒドラジン、アリルヒドラジン、エチレンジヒドラジン、モノメチルヒドラジン二硝酸塩、非対称ジメチルヒドラジン硝酸塩、アジ化ヒドラジニウム、1・1-アジ化ジメチルヒドラジニウム、1・2-アジ化ジメチルヒドラジニウム、ジイミドしゅう酸ジヒドラジン、2-ヒドロキシエチルヒドラジン硝酸塩、過塩素酸ヒドラジニウム（過塩素酸ヒドラジン）、二過塩素酸ヒドラジニウム、メチルヒドラジン硝酸塩、1・1-ジエチルヒドラジン硝酸塩、1・2-ジエチルヒドラジン硝酸塩及び1・4-ジヒドラジノテトラジン硝酸塩（3・6-ジヒドラジノテトラジン硝酸塩）をいう。	
	同等の規格	日本産業規格Z8820を含む。	
	貨物等省令第3条第七号へ中のジルコニウム、ベリリウム、マグネシウム又はこれらの合金	アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによりカプセル封じをしたものを含む。	
	粒子の径が60マイクロメートル未満のもの の含有量が全体積又は全重量の90パーセント以上のもの	粒度分布が異なる粒子を混合したものであって、構成する個々の粒子の集団のうち、その体積又は重量の90パーセント以上の粒子が粒子径60マイクロメートル未満となる集団の数が1つ以上ある混合物を含む。	
	ほう素又はその合金	アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによりカプセル封じをしたものを含む。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	窒素酸化物の混合物	二酸化窒素又は四酸化二窒素と酸化窒素の混合溶液をいう。	
	フェロセン誘導体	カトセン、エチルフェロセン、n-プロピルフェロセン、イソプロピルフェロセン、n-ブチルフェロセン、ペンチルフェロセン、ジシクロペンチルフェロセン、ジシクロヘキシルフェロセン、ジエチルフェロセン、ジプロピルフェロセン、ジブチルフェロセン、ジヘキシルフェロセン、アセチルフェロセン、1, 1'-ジアセチルフェロセン、フェロセンカルボン酸、1, 1'-フェロセンジカルボン酸、ブタセン及びロケットの推進薬として使えるその他のフェロセン誘導体を含む（芳香族フェロセン誘導体を除く。）。	
	ゲル状の推進薬	燃料又は酸化剤の調合物であって、ケイ酸ナトリウム、カオリン（粘土）、炭素又は任意の高分子ゲル化剤等のゲル化剤を使用するものをいう。	
	貨物等省令第3条第八号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	バッチ式の混合機の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	貨物等省令第3条第九号中の混和軸又は捏和軸		破砕又はせん断のための軸を除く。
	連続式の混合機の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	ジェットミルの部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	金属の粉末の製造用の装置の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	噴霧粉、球形粉又は回転楕円体粉	噴霧粉とは熔融金属を飛散させて粉末にしたものをいい、球形粉とは球形の粒子からなる粉末をいい、回転楕円体粉とは回転楕円体の粒子からなる粉末をいう。	
	複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの製造用の装置の部分品若しくは附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	貨物等省令第3条第十一号イ中のフィラメントワインディング装置、ファイバースプレイング装置又はトウプレイング装置	<p>配置することができるフィラメントバンドの最小の幅が25.4ミリメートル以下となるものであって、次のイ及びロに該当する能力を有するものをいう。</p> <p>イ 1本以上のフィラメントバンドを配置する機能を有するもの</p> <p>ロ フィラメントバンドを位置決めし、包み作業及び巻き作業する工程中に個々のフィラメントバンドの進行を中断及び再開することができるもの</p> <p>注：フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状のものをいう。完全又は部分的に樹脂を含浸したフィラメントバンドには、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。</p>	
	貨物等省令第3条第十一号ロ中のテープレイング装置	<p>配置することができるフィラメントバンドの最小の幅が25.4ミリメートル超、304.8ミリメートル以下となるものであって、次のイ及びロに該当する能力を有するものをいう。</p> <p>イ 1本以上のフィラメントバンドを配置する機能を有するもの</p> <p>ロ フィラメントバンドを位置決めし、及びラミネートする作業の工程中に個々のフィラメントバンドの進行を中断及び再開することができるもの</p> <p>注：フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状のものをいう。完全又は部分的に樹脂を含浸したフィラメントバンドには、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。</p>	
	三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン	複合材料の構造物を製造するために繊維を織り、編み又は組むためのものであり、アダプター及び改造キットを含む。	左記の用途のために改造されていない繊維加工機を除く。
	比弾性率	2の「比弾性率」の解釈に同じ。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	比強度	2の「比強度」の解釈に同じ。	
	繊維で補強した	連続繊維で補強したものをいう。	
	マトリックス	粒子、ウイスキー又は繊維の間の空間を埋める実質的に連続した相をいう。	
	貨物等省令第3条第十六号イ中の複合材料	プリプレグ及びプリフォームを含む。	
	複合材料	粒子、ウイスキー若しくは繊維又はこれらの組合せからなる相とマトリックスとからなるもの。	
	ガラス転移点	ASTM規格D-4065の乾式法又は同等の国家規格で、周波数1ヘルツ、昇温速度毎分2度により測定されるものとする。	
	貨物等省令第3条第十六号ハ中の人造黒鉛		貨物等省令第1条第四号イに該当するものを除く。
	オーステナイト組織を示す部分が全体積の10パーセント以上のもの	ASTM規格E-1181-87又は同等の国家規格によって測定されるものとする。	
	寸法の最小値が100ミリメートル以上のもの	100mm×100mm×100mm以上の直方体をつくることのできるもの。	
	加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置若しくは磁気方位センサーの部分品		他の用途に用いることのできるものを除く。
	貨物等省令第3条第十七号ホ中の加速度計		振動又は衝撃を計測するように設計したものを除く。
	スケールファクター	入力値の変化に対する出力値の変化の比率をいう。	
	再現性	計測時に計測条件を変化させる又は作動を停止させる場合において、同一の作動条件の下で同一のパラメータを繰り返し計測した値の近似度をいい（IEEE STD 528-2001パラグラフ2.214参	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		照)、初期値からのバラツキの標準偏差(1シグマ)として表される。	
	バイアス	加速度が印加されない状態における加速度計の出力信号の大きさをいう。	
	ドリフトレート	入力回転から機能上独立しているジャイロ出力の成分をいい、角速度として表される。(IEEE STD 528-2001パラグラフ2.56)	
	安定性	定められた作動条件の下に継続しておかれた場合に、特定の機構係数又は性能係数を不変な状態に維持する能力指標をいう。ただし、ダイナミック安定性及びサーボ安定性においては適用しない。(IEEE STD 528-2001パラグラフ2.247)	
	貨物等省令第3条第十七号へ中の加速度計又はジャイロスコープを用いた装置	位置情報等を調整後、外部の参照情報によらず機首方位又は位置を決定し、又は維持するために速度及び方角の変化を計測する加速度計又はジャイロスコープを組み込んでいるものをいう。	
	統合された航法システム	慣性計測装置、飛行中に位置若しくは速度を定期的にあるいは連続的に更新するための1以上の外部センサー並びにこれらを統合するためのハードウェア及びソフトウェアにより構成されたものをいう。	
	貨物等省令第3条第十七号の三イ中の部分品	他の用途に用いることができるものを除く。	
	飛行制御装置	フライバイワイヤー方式及びフライバイライト方式を含み、空圧式、油圧式、機械式、電子光学式、電気機械式のものに限る。	
	貨物等省令第3条第十八号及び第十八号の二中の飛行制御装置、姿勢制御装置又はサーボ弁	有人航空機を500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機として動作できるように変換するため、無人航空機のように有人航空機を動作可能とするように設計又は改造された装置及び弁を含む。	
	貨物等省令第3条第十八号の三中の試験装置、校正装置又は心合	他の用途に用いることができるものを除く。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	わせ装置		
	レーダー	レーザーレーダーを含む。	
	貨物等省令第3条第二十号及び第二十号の二中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	貨物等省令第3条第二十一号中の発射台	空中から発射する装置を含む。	
	デジタル電子計算機	デジタル微分解析機を含む。	
	電子加速器	2の「電子加速器」の解釈に同じ。	
	空気力学試験装置	風洞及び衝撃風洞を含む。	
	測定部断面の長さ	流れ方向に対して垂直な面の面積が最大になる部分における円の直径、正方形の一辺、長方形の長辺又は楕円の長径をいう。	
	5キロヘルツを超える帯域幅で実時間での振動試験をデジタル制御するもの	制御装置がサンプリング、データ処理及び制御信号送信する全周期を実行する最大頻度が5キロヘルツを超えるものをいう。	
	ハイブリッド電子計算機	データを入力し、アナログ及びデジタルデータを処理し、出力することができるものをいう。	
	ステルス技術を用いた材料		民生用の電子機器からの不要な電磁波の漏出を防止若しくは低減する若しくは民生用の電子機器への不要な電磁波の侵入を防止若しくは低減する用途のために設計又は製造されたものであって、板、シート、マット、テープ、又はこれらを型抜きしたものを除く。
	探知装置	機械的、電氣的、光学的又は化学的に探知する装置であって、圧力若しくは温度の環境変化、電気、電磁信号又は放射性物質からの放射線を自動的に識別及び記録するもの又は登録するものをいう。	
		1度しか探知することができないもの又は機能が破壊されることによって	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		探知するものを含む。	
	核の影響	電磁パルス（EMP）、X線又は爆風及び熱の組合せによる影響を含む。	
5	繊維（有機繊維、炭素繊維及び無機繊維を含む。）	<p>次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ 連続したモノフィラメント、ヤーン及びロービング</p> <p>ロ テープ、ファブリック、ランダムマット及びブレイド</p> <p>ハ チョップされた繊維、ステープルファイバー、繊維を集めて作ったブランケット</p> <p>ニ 単結晶又は多結晶のウイスキー（あらゆる長さのものを含む。）</p> <p>ホ 芳香族ポリアミドパルプ</p>	
	貨物等省令第4条第二号の成型品	板、棒、シート、塊、管及び線の形状（航空機用又は船舶用についてはあらゆる形状（半製品に限る。））のものをいう。	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の成型品</p> <p>ロ 輸出令別表第1の4の項で掲げる民間航空機の補修のための成型品（炭素繊維にエポキシ樹脂を含浸したものに限る。）であって、次の全てに該当するもの</p> <p>（一）面積（最大投影面積をいう。）が1平方メートル以下のもの</p> <p>（二）一辺の長さが2.5メートル以下のもの</p>

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	積
			(三) 幅が15ミリメートルを超えるもの
	貨物等省令第4条第二号ロ(一)の炭素繊維を使用した同号ロの成型品		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 繊維を二次元に織り込んだ成型品又は半製品であって、金属の焼き戻し用の熱処理炉又はけい素ブール製造装置用に設計されたもの ロ 25ミリメートル以下の長さに機械的に切断又は粉碎された炭素繊維を使用したもの
	プリフォーム	次のいずれかに該当するものを含む。 イ 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維に金属又は炭素を被覆した複合材料成型用の中間基材(プリフォーム・ワイヤーを含む。) ロ 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維による織物を縫い合わせたり、同糸を束状にしたり、同短繊維をマット状に賦形しバインダーで固着したもの及びそれらを組み合わせた中間基材 ハ 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維から複合材料を作るために外形形成を目的として規則的に配列させた中間基材(使用している繊維が炭素繊維の場合には、イで規定している被覆物以外のもの、又は被覆していないものも含む。)	
	マトリックス	4の「マトリックス」の解釈に同じ。	
	比弾性率	2の「比弾性率」の解釈に同じ。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	比強度	2の「比強度」の解釈に同じ。	
	被覆	片面のみに被覆する場合を含む。	
	貨物等省令第4条第三号のラミネート	対象物の上に一枚のフィルム、シート、テープ又はリボン状のものを貼り合わせる場合を含む。	
	部分品 附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	貨物等省令第4条第四号中のサーボ制御	コンピュータプログラムの指示により、ワークがある空間において、所要の加工を行うためヘッドの位置を正しい位置及び方向に制御することをいう。	
	貨物等省令第4条第四号ロ中のテープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもの	<p>次のイ及びロに該当する能力を有するものをいう。</p> <p>イ 1本以上のフィラメントバンド（幅が25.4ミリメートルを超え、304.8ミリメートル以下のものに限る。）を位置決めし、及びラミネートできるもの</p> <p>ロ フィラメントバンドを位置決めし、及びラミネートする工程中に個々のフィラメントバンドの進行を中断及び再開することができるもの</p> <p>注：フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状若しくは織布状のものをいう。完全又は部分的に樹脂を含浸したフィラメントバンドには、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。</p>	
	貨物等省令第4条第四号ハ中の三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン	アダプター及び改造キットを含む。	
	複合材料	4の「複合材料」の解釈に同じ。	
	貨物等省令第4条第四号ト中のトウを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもの	<p>次のイ及びロに該当する能力を有するものをいう。</p> <p>イ 1本以上のフィラメントバンド（幅が25.4ミリメートル以下のものに限る。）を位置決めし、及びラミネートできるもの</p> <p>ロ フィラメントバンドを位置決めし、及びラミネートする工程中に個々のフィラメントバンドの進行を中断及び再開することができるもの</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
		<p>の</p> <p>注：フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状若しくは織布状のものをいう。完全又は部分的に樹脂を含浸したフィラメントバンドには、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。</p>
	貨物等省令第4条第七号イ、ロの合金	板、棒、シート、塊、条、管、線、ペレット及び粒の形状であって、加工されるものをいう。
	超塑性成形	通常の室温引張試験で破断時の伸びが低い（20%未満）ことで特徴づけられる金属を、熱間で少なくとも2倍以上の伸び値を達成する加工プロセスをいう。
	拡散接合	少なくとも2つ以上の互いに離れている金属を、それぞれの金属の原子同士が接合界面を超えて相互に拡散する現象を利用して固相状態で接合し、接合された最も弱い金属材料の強度に等しい接合強度になるように一体化させることをいう。
	ニッケル合金 チタン合金 ニオブ合金 アルミニウム合金 マグネシウム合金	重量比でそれぞれニッケル、チタン、ニオブ、アルミニウム又はマグネシウムの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。
	応力破断時間	ASTM規格E-139又は同等の国家規格によって測定されるものとする。
	低サイクル疲労寿命	ASTM規格E-606「定振幅低サイクル疲労試験に対する推奨方式」又は同等の国家規格によって測定されるものとする。試験は平均応力比が1でかつ応力集中係数（K _t ）が1になるような軸方向の試験である。平均応力比は（最大応力-最小応力）/最大応力と定義される。
	3パーセント食塩水中における腐食	ASTM規格G-31又は同等の国家規格によって測定されるものとする。
	真空噴霧法	溶融した金属流を真空中で吸蔵したガスを急速に放出させることによって、径500マイクロメートル以下の溶滴にする方法をいう。
	ガス噴霧法	溶融した金属合金の流れを高圧ガス流によって、径500マイクロメートル以下の溶滴にする方法をいう。

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	回転噴霧法	溶融した金属流又は溶湯を遠心力によって、径が500マイクロメートル以下の溶滴にする方法をいう。	
	スプラットクエンチ法	溶融した金属流を冷却した固体にぶつけることにより急速固化して薄片状の製品にする方法をいう。	
	メルトスピニング法	溶融した金属流を冷却した回転体の上へぶつけて急速固化することにより薄片、リボン又はロッド状の製品にする方法をいう。	
	粉化法	材料を破碎又は粉碎によって微粒にする方法をいう。	
	メルトエキストラクション法	溶融した金属合金の中へ冷却した回転体の一部を差し込むことにより、急速固化してリボン状の合金製品を抽出する方法をいう。	
	機械的合金法	<p>機械的衝撃で基本的かつ主要な合金粉末を接合したり、分離したり、ふたたび接合するか又はこれらを繰り返すことにより合金とする方法をいう。</p> <p>非金属の粒子は適当な粉末を加えることにより、合金の中に取り込むことができる。</p>	
	プラズマ噴霧法	不活性ガス雰囲気中でプラズマトーチを使用して、溶融流体又は固体金属を直径500マイクロメートル以下の滴の状態にする方法をいう。	
	急速固化	1000ケルビン毎秒超の冷却速度で溶融した材料を凝固させる方法をいう。	
	貨物等省令第4条第八号の金属性磁性材料	磁化されていないものを含む。	積層したものを除く。
	比初透磁率	比初透磁率の測定は、十分に焼鈍した材料にて行わねばならない。	
	ナノクリスタル合金	X線回折で決定される結晶粒のサイズが50ナノメートル以下の材料をいう。	
	ウランチタン合金又はタングステン合金	板、棒、シート、塊、条、管、線、ペレット、粒及び粉の形状であつて、加工されるものをいう。	
	フィラメント	ワイヤー、シリンダー、フィルム、テープ、リボンの形状のものを含む。	
	臨界温度	超電導物質が直流電流に対するすべての電気抵抗を消失する温度をいう。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	電子機器の冷媒用に設計した液体であって、フルオロカーボンからなるもの		医療用として記述があり、かつ、梱包されたものを除く。
	貨物等省令第4条第十一号ニ（一）中のモノマー	低重合体（オリゴマー）を含む。	
	セラミックの材料となる前駆物質	炭化けい素、窒化けい素又はけい素、炭素及び窒素からなるセラミックの製造に使用するための重合体又は有機金属化合物をいう。	
	重合化することができる非ふっ素化合物又は非ふっ素重合体	板、棒、フィルム、シート、塊、管、線、液、ペレット、粒及び粉の形状であって、加工されるものをいう。	
	貨物等省令第4条第十三号イ中のビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又は芳香族ポリエーテルイミド	熱、放射線若しくは触媒による作用その他外部からの作用により重合化又は架橋することができるもの又は熱分解を経ずに熔融することができるものをいう。	
			前駆物質であるポリアミック酸を除く。
	貨物等省令第4条第十三号イ中のガラス転移点が290度を超える芳香族ポリアミドイミドのガラス転移点	熱可塑性の芳香族ポリアミドイミドにあつては、国際規格ISO11357-2（1999）又は同等の国家規格に定める測定方法により測定されるものとする。 熱硬化性の芳香族ポリアミドイミドにあつては、ASTM規格D-7028-07又は同等の国家規格に定める3点曲げ試験方法により測定されるものとし、当該試験方法はASTM規格E-2160-04又は同等の国家規格に定められた硬化度90パーセント以上の乾燥試料を使い、最も高いガラス転移点をもたらす標準又はポストキュア工程の組み合わせを用いて硬化させるものとする。	
	貨物等省令第4条第十三号イ中のガラス転移点が232度を超える芳香族ポリイミドのガラス転移点	ASTM規格D-7028-07又は同等の国家規格に定める3点曲げ試験方法により測定されるものとし、当該試験方法はASTM規格E-2160-04又は同等の国家規格に定められた硬化度90パーセント以上の乾燥試料を使い、最も高いガラス転移点をもたらす標準又はポストキュア工程の組み合わせを用いて硬化させるものとする。	
	貨物等省令第4条第十	国際規格ISO11357-2（1999）又は同等の国家規格に定め	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	三号イ中のガラス転移点が290度を超える芳香族ポリエーテルイミド及び同号へ中のガラス転移点	る測定方法により測定されるものとする。	
	貨物等省令第4条第十四号のふっ素化合物	板、棒、フィルム、シート、塊、管、線、液、ペレット、粒及び粉の形状であって、加工されるものをいう。	
	貨物等省令第4条第十五号イ中のポリエチレン繊維	超高分子量ポリエチレンを含む。	
	貨物等省令第4条第十五号イ、ロ、ハ及びホ（一）2中の有機繊維、炭素繊維、無機繊維	<p>繊維材料の特性はISO10618（2004）10.2.1メソッドA又は類似の繊維軸方向特性を求めるための試験法規格によって評価するものとする。織物状に加工した繊維材料の特性は、織物状に加工する前のフィラメント、ヤーン、ロービング、トウ等の繊維軸方向特性により評価するものとする。</p> <p>プリフォームであって、複合材料を作るために、樹脂又はピッチをマトリックスとして含浸する前の段階で外形形成を目的として規則的に配列させた中間基材となっているもの（金属又は炭素を被覆したものを含む。）を含む。</p>	
	貨物等省令第4条第十五号ロの炭素繊維	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 輸出令別表第1の4の項で掲げる民間航空機の補修のためのものであって、次の全てに該当するもの</p> <p>（一）面積（最大投影面積をいう。）が1平方メートル以下のもの</p> <p>（二）一辺の長さが2.5メートル以下のもの</p> <p>（三）幅が15ミリメートルを</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
			<p>超えるもの</p> <p>ロ 25ミリメートル以下の長さに機械的に切断又は加工されたもの。</p>
	<p>貨物等省令第4条第十五号ホ中のプリプレグ</p>	<p>有機繊維、炭素繊維又は無機繊維に樹脂（熱硬化性樹脂又は熱可塑性樹脂）又はピッチをマトリックスとして含浸した複合材料成型用の中間基材（形状は問わない。）であって、加熱、加圧等により成型品に成型できるものをいう。</p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 輸出令別表第1の4の項で掲げる民間航空機の補修のためのプリプレグ（炭素繊維にエポキシ樹脂を含浸させたものに限る。）であって、次の全てに該当するもの</p> <p>（一）面積（最大投影面積をいう。）が1平方メートル以下のもの</p> <p>（二）一辺の長さが2.5メートル以下のもの</p> <p>（三）幅が15ミリメートルを超えるもの</p> <p>ロ 25ミリメートル以下の長さに機械的に切断又は加工された炭素繊維に、貨物等省令第4条第十三号又は第十四号ロ以外に該当する樹脂又はピッチを含浸させたもの</p>
	<p>貨物等省令第4条第十五号ホ中のプリフォーム</p>	<p>設計した成型品に近い形状に加工した複合材料成型用の中間基材であって、樹脂又はピッチをマトリックスとして含浸したものをいう。</p>	
	<p>混織した</p>	<p>全体の繊維形態で補強繊維とマトリックスの混合物を生産するため、熱可塑性の繊維と補強繊維をフィラメントとフィラメントで混合させることをいう。</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	貨物等省令第4条第十五号ホ（二）の動的機械分析によって測定したガラス転移点	ASTM規格D-7028-07又は同等の国家規格に定める動的機械分析による測定方法により、乾式の試験体で測定されるものとする。熱硬化性樹脂の場合、乾式の試験体に係る硬化度については、ASTM規格E-2160-04又は同等の国家規格に定義される最低90%を有する乾式の試験体で測定されるものとする。	
	貨物等省令第4条第十六号中のほう素、ほう素合金、その混合物	4の「ほう素又はその合金」の解釈に同じ。	
	貨物等省令第4条に掲げる貨物		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの
6	貨物等省令第5条第一号イ中の内輪、外輪及び転動体	イ 内輪及び外輪とは、国際規格ISO5593:1997で定める一列以上の軌道を持つラジアル軸受の環状の部品をいう。 ロ 転動体とは、国際規格ISO5593:1997で定める両軌道の間を転がる玉又はころをいう。	
	数値制御	2の「数値制御」の解釈に同じ。	
	貨物等省令第5条第二号中の工作機械	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械（貨物等省令第5条第二号イ（三）に該当するものを除く。）にあっては、可能な全ての加工方法に対し、関係する全ての規制項目を確認し判断すること。旋削、フライス削り又は研削の能力に加えて積層造形の能力を有する工作機械は、関係する規制項目を確認し、判断すること。	
	電子制御装置	2の「電子制御装置」の解釈に同じ。	
	旋削	2の「旋削」の解釈に同じ。	
	旋削をすることができる工作機械		コンタクトレンズの製造用に設計したものであって、次のすべてに該当するものを除く。 イ パートプログラムデータの入力に用いる眼用ソフトウェアの使用に限定されたマシンコントローラーを有するもの ロ 真空チャッキングを有しない

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
			もの
	電子制御装置を取り付けることができるもの	2の「電子制御装置を取り付けることができるもの」の解釈に同じ。	
	輪郭制御	2の「輪郭制御」の解釈に同じ。	
	輪郭制御をすることができる軸数	2の「輪郭制御をすることができる軸数」の解釈に同じ。	
	一方向位置決めの繰返し性	<p>国際規格ISO 230-2:2014の3.21に定める工作機械の各軸のR↑とR↓（行き方向と帰りの方向の一方向位置決めの繰返し性の数値）の小さい方の数値をいう。</p> <p>【測定方法】</p> <p>国際規格ISO 230-2:2014の直線軸に関する測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定するものとする。</p> <p>イ 測定条件</p> <p>(一) 測定の12時間前及び測定中においては、工作機械及び一方向位置決めの繰返し性の測定装置は、同じ環境温度下に保つこと。予備測定（慣らし運転）中に工作機械のスライドは、本測定と同じ方法で周期的な連続運転を行うこと。ただし、工作機械の機体の温度が室温、測定場所のフローアの温度等に対して平衡状態を保ち、かつ、当該工作機械の機体の温度が平衡に達していることを確認することができれば、上記条件（測定前に工作機械及び測定装置を同一環境温度下に置く時間）を満足しなくともよい。</p> <p>(二) 工作機械は、輸出される形態で装備する全ての機械的、電子的又はソフトウェアによる補正を行って測定すること。</p> <p>(三) 測定に用いる測定装置の測定精度は、被測定の工作機械の位置決め精度の4倍より良い精度であること。なお、レーザー測定装置を使用する場合には、温度、気圧、湿度等の影響を避けるために、エアースセンサー及び物体温度センサーを使用した自動補正又は手動補正を適宜行うこと。</p> <p>(四) 工場の電源電圧及び周波数は電子機器（モータ、サーボアンプ及びNC装置）の定格の範囲内であること。また、停電又は電源の遮断があった場合には、慣らし運転及び測定を始めから行うこと。</p> <p>ロ 測定プログラム</p> <p>(一) 一方向位置決めの繰返し性の測定中の送り（スライドの送り）</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
		<p>は、早送り指令とすること。</p> <p>(二) 一方向位置決め繰返し性の測定は、目標位置へ動くのにその都度出発位置に戻ることなく、軸の可動範囲の一端からインクリメンタルの方法で行うこと。</p> <p>(三) 一つの軸の一方向位置決め繰返し性の測定中にある場合は、測定されていない軸のスライドを可動範囲の中央に置くよう努めること。</p> <p>ハ 測定上の注意点</p> <p>長さが2メートルを超える軸の測定は、2メートルの測定単位を複数設定して測定を行う。長さが4メートルを超える軸については、軸の全長にわたって均等に配置した複数の2メートルの測定単位ごとに測定を行う。(例えば、軸の長さが4メートル超過8メートル以下のものは2回の測定を行い、8メートル超過12メートル以下のものは3回の測定を行う。)それぞれの2メートルの測定単位を軸の全長にわたって均等に配置するよう、測定単位に含まれない部分については、開始部、中間部及び終点部が等間隔になるように分割する。全ての測定単位の測定結果のうち最小のものを、一方向位置決め繰返し性の値とする。</p> <p>ニ 測定結果の表示方法</p> <p>一方向位置決め繰返し性の測定結果の表示には、国際規格ISO 230-2:2014の表2 (Typical test results (tests for linear axis up to 2000 mm)) 及び表3 (Example of test report information complementing graphical representation of results shown in Figure 2 and Figure 3) 並びに図2 (Bidirectional error (s) and positioning repeatability) に倣った表及び図を含み、実際に設定した測定条件及び測定プログラムについても併せて表示すること。</p> <p>ホ 測定結果の評価方法</p> <p>(一) 一方向位置決め繰返し性の数値は、国際規格ISO 230-2:2014で記述されているUnidirectional Positioning Repeatability (UPR) の数値とする。</p> <p>(二) 一方向位置決め繰返し性の数値は、国際規格ISO 230-2:2014に定義される測定の不確かさを考慮に入れな</p>

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
	貨物等省令第5条第二号イ、ロ及びハ中の一方向位置決め繰返し性	<p>い。</p> <p>工作機械個々の一方向位置決め繰返し性の検査に代えて、次の方法で求めた工作機械の型式毎の一方向位置決め繰返し性の申告値を用いてもよい。</p> <p>また、製造者が保証する工作機械の型式毎の一方向位置決め繰返し性の値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）が、貨物等省令第5条第二号イ（一）若しくは（二）、ロ（一）から（三）まで又はハ（一）若しくは（二）に規定する一方向位置決め繰返し性の値に達する場合、当該工作機械については、左記の一方向位置決め繰返し性についての各規定に該当するものと判断して差し支えない。</p> <p>注1：一方向位置決め繰返し性の申告値とは、当該型式の一方向位置決め繰返し性の代表値として、審査当局に提出する数値をいう。</p> <p>注2：一方向位置決め繰返し性の申告値の定め方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申告値を定める型式の工作機械を5台選ぶ。 2. ISO 230-2:2014で定める測定方法により5台の機械の各直線軸について一方向位置決め繰返し性をそれぞれ測定する。 一方向位置決め繰返し性の数値は、国際規格ISO 230-2:2014に定義される測定の不確かさを考慮に入れない。 3. 次に、各直線軸（X、Y、・・・）について、5台全ての機械の一方向位置決め繰返し性の算術平均値UPRをそれぞれ算出する。これらの算術平均値UPRが、当該型式における各々の軸の一方向位置決め繰返し性の申告値（UPR_x、UPR_y、・・・）となる。すなわち、申告値は、機械の直線軸の数だけ存在する。 4. なお、貨物等省令第5条第二号イからハまでに該当しない仕様の工作機械であって、一方向位置決め繰返し性に係る申告値UPRが各工作機械の一方向位置決め繰返し性に係る規制値に0.0007ミリメートルを加えた値以下の場合、当該工作機械の製造者は、18ヶ月ごとに一方向位置決め繰返し性に係る申告値を再確認しなければならない。
	貨物等省令第5条第二号イ中の棒材作業用の	2の「棒材作業用の旋盤」の解釈に同じ。

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	旋盤		
	貨物等省令第5条第二号イ中のチャック	2の「チャック」の解釈に同じ。	
	貨物等省令第5条第二号ハ（四）中のZ軸又はW軸	国際規格ISO841：2001（日本産業規格B6310（2003）（産業オートメーションシステム—機械及び装置の制御—座標系及び運動の記号））で定めるZ軸又はW軸	
	貨物等省令第5条第二号ホ中の精度	一般に不正確さとして測定され、採用される標準又は真値に対する表示値の正又は負の最大偏差をいう。	
	フライス削り	2の「フライス削り」の解釈に同じ。	
	回転軸	2の「回転軸」の解釈に同じ。	
	磁性流体研磨法	磁界によってその粘度を制御する研磨用の磁性流体を用いて材料を除去する方法をいう。	
	電気粘性流体研磨法	電場によってその粘度を制御する研磨液を用いて材料を除去する方法をいう。	
	エネルギー粒子ビーム研磨法	反応性電子プラズマ（RAP）又はイオンビームを用いて選択的に材料を除去する方法をいう。	
	膨張膜研磨法	被加工物に密着するように変形する加圧された薄膜を用いる方法をいう。	
	流体ジェット研磨法	液体の噴流を用いて材料を除去する方法をいう。	
	アイソスタチックプレス	2の「アイソスタチックプレス」の解釈に同じ。	
	中空室	2の「中空室」の解釈に同じ。	
	コーティング装置の自動操作のための部分品	基材の自動操作（挿入、搬出）、位置決め、遠隔操作又は制御用の部分品をいう。	
	貨物等省令第5条第七号イ、ロ及びホからトまでのコーティング装置		切削又は加工工具用に特に設計したものを除く。
	原料ガスの化学反応に	加熱した基材の上に金属、合金、複合材料、誘電体又はセラミックを、	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	より生成するコーティング材料を基材の表面に定着させる方法	上塗り又は表面改質のために被覆するプロセスをいう。気体状の反応物が基材近傍で分解、結合することによって、目的の元素、合金又は化合物が基材上に被覆される。分解若しくは化学反応プロセスの駆動エネルギーは、基材の熱、プラズマからの放電又はレーザーの照射から得られる。	
	イオン注入法	合金化すべき元素がイオン化され、電界により加速されて基材の表面部分に打ち込まれることによって表面改質被覆を行うプロセスをいう。	
		イオン注入が電子ビーム物理的蒸着（EB-PVD）又はスパッタリングと同時にされる場合を含む。	
	電子ビームにより蒸発させたコーティング材料を基材の表面に定着させる方法	0.1Pa未満の真空雰囲気下で行う真空蒸着法のうち、電子ビームにより被覆膜を形成する物質を加熱、蒸発させることによって、上塗り被覆するプロセスをいう（EB-PVD）。このプロセスによって、適当な位置に置かれた基材上に蒸発した物質が凝集する。	
	プラズマ溶射	プラズマ銃（溶射トーチ）によって制御されたプラズマを作り、その中に被覆材料の粉末若しくは線材を導入し溶解して基材の方向へ推進させることによって、基材上に完全に接着した上塗り被覆をするプロセスをいう。	
	スパッタリング法	陽イオンが電界によって加速され被覆材料からなるターゲットに衝突する際の運動量の移動現象に基づく上塗り被覆（衝突するイオンの運動エネルギーによりターゲット表面の原子を叩き出し、適当な位置に置かれた基材上に被覆するもの）するプロセスをいう。	
	アーク放電によりイオン化されたコーティング材料を基材の表面に定着させる方法	<p>0.1Pa未満の真空雰囲気下で行う真空蒸着法であって、次のイ及びロに該当するプロセスを用いる方法をいう。</p> <p>ただし、陽極は陰極の周囲に絶縁材を介して取り付けられた円錐形のもの又はチャンバーでよいものとする。</p> <p>イ 被覆膜を形成する物質を陰極に用い（被覆中に陰極は消耗する。）接地したトリガーと瞬間的な接触をさせることによって陰極表面にアーク放電を発生するプロセス</p> <p>ロ イにより発生したアーク放電の制御された動きによって陰極の表面が侵食され（陰極物質が蒸発する。）高度にイオン化されたプラズマが発生し、適当な位置に置かれた基材を被覆するプロセス</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
	イオンプレーティング生産装置	一般的な真空蒸着法の特別な改良プロセスであり、被覆膜を形成する物質をプラズマ又はイオン源を用いてイオン化し、基材に負のバイアスをかけることによって被覆膜を形成する物質がプラズマから引き出され易いようにされているものをいう。
	電子計算機又は数値制御装置によって制御される座標測定機	プローブを用いて測定するものをいう。
	貨物等省令第5条八号中の非接触型の測定装置	測定子又は被測定物が動く単一の方向に沿って、測定子と被測定物との間の距離を測定するように設計されたものをいう。
	直線上の変位を測定する装置	2の「直線上の変位を測定するもの」の解釈に同じ。
	組立品	基板上に複数の回路素子、個別部品又は集積回路を特定の機能を行うように相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。
	分解能	測定装置が検出し得る最小の測定量の大きさをいう。デジタル測定装置の場合には、最小有効表示量（ビット）をいう。
	0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの	0から0.2ミリメートルまでのいずれかの測定点において0.2マイクロメートル以下の分解能を有するものをいう。
	測定レンジ	測定装置の作動距離の最大と最小の差をいう。
	貨物等省令第5条第八号中の精度	一般に不正確さとして測定され、採用される標準又は真値に対する表示値の正又は負の最大偏差をいう。
	貨物等省令第5条第八号イ中の最大許容長さ測定誤差	国際規格ISO10360/2(2009)(座標計測第2部)で定める測定方法により空間の測定精度を測定した場合に、製造者が指定する長さ測定誤差の許容値であって、正又は負の最大偏差で表したものをいう。製造者が指定した、測定のための最も正確な条件(最適なプローブ、スタイラス長さ、動作パラメータ、環境条件等)を用いて、ソフトウェアによる補正を行った上で設定される、最大許容長さ測定誤差(E0, MPE)を用いて、測定軸の長さに0.001を乗じて得た数値に

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		1. 7を加えた数値以下であるか否かを判定するものとする。	
	次の全てに該当するもの	レーザー干渉計及びレーザーを用いた光学エンコーダは本規定（貨物等省令第5条第八号ロ（三））に基づいて判定するものとする。	
	表面粗さを測定するもの	表面欠陥を測定するものを含む。	
	ロボット	2の「ロボット」の解釈に同じ。	
	操縦ロボット	2の「操縦ロボット」の解釈に同じ。	
	シーケンスロボット	2の「シーケンスロボット」の解釈に同じ。	
	エンドエフェクター	2の「エンドエフェクター」の解釈に同じ。	
	塗装用のもの	2の「塗装用のもの」の解釈に同じ。	
	フィードバック装置	誘導形装置、目盛りスケール、レーザーシステム又は赤外線システム等フィードバック制御用の位置情報を決定するように設計した装置をいう。	
	複合回転テーブル	工作物を非平行な2つの回転軸の周りに回転又はティルトさせることができるテーブルをいう。	
	加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	工具を保持するティルティングスピンドルをいう。	
	部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	附属品 附属装置 制御装置		他の用途に用いることができるものを除く。
	貨物等省令第5条に掲げる貨物		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの
	貨物等省令別表第三の	ニッケル、コバルト又は鉄の合金であつて、649度を超える温度にお	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中 解釈を要する語	解 釈	
	第3欄中の超合金	ける使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が850メガパスカルを超えるものをいう。	
7	輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。	
		貨物等省令第6条第一号、第二号、第四号、第七号の二又は第八号の二から第八号の四までに該当する貨物には、ウエハー上におけるパターン形成からパッケージングまでの工程の全ての状態のものを含む。	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するように設計したものを除く。
	ハイブリッド集積回路	集積回路を組み合わせたもの又は集積回路と回路素子若しくは個別部品を組み合わせて、特定の機能を行うように相互に接続したものであって、カプセル封じをしていないデバイスを1以上含むもので、通常集積回路の製造方法を用いて相互接続されているもので、一体として交換可能なもので、かつ、分解することが不可能なものをいう。	
	マルチチップ集積回路	同一基板上にモノリシック集積回路を複数搭載したものをいう。	
	膜形集積回路	厚膜又は薄膜の堆積によって、絶縁基板上に回路素子及び金属相互接続のアレイを形成したものをいう。	
	光集積回路	モノリシック集積回路又はハイブリッド集積回路であって、1以上の受光素子若しくは発光素子として機能するように設計した部品又は光機能若しくは光と電気の相互変換の機能を果たすように設計した部品を含むものをいう。	
	三次元集積回路	半導体ダイ又はアクティブデバイス層の集合体であって、デバイス層同士の相互接続を形成するためのインターポーザー（電氣的な接続を可能にするためのインターフェースをいう。）、基板、ダイ又は層を完全に貫通するビアを有するものをいう。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	モノリシックマイクロ波集積回路	マイクロ波又はミリ波の周波数で作動するモノリシック集積回路をいう。	
	記録	アナログデジタル変換した連続的なデータをメモリに保存することをいう。	
	信号処理	外部からの情報を伝送する信号を処理することであって、高速フーリエ変換、ウォルシュ変換その他の領域間の変換、時間圧縮、フィルター処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴリズムを用いることを言う。	
	貨物等省令第6条第一号ハ、ホからチまで及びビルからワまでの集積回路	輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物であるか否かを判断できない場合は、貨物等省令第6条第一号ハ、ホからチまで及びビルからワまでに基づいて判定するものとする。	
			他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するように特に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものを除く。
	マイクロプロセッサ	論理演算ユニットを内蔵したものであって、外部記憶からの汎用命令を実行することができるものをいう。	
			マイクロコンピュータを除き、デジタルシグナルプロセッサ、デジタルアレイプロセッサ、デジタルコプロセッサ及び複数のチップから構成されたものであって、一緒に動作することによりマイクロプロセッサ機能を与えるように設計したチップセットを含む。
マイクロコンピュータ	論理演算ユニットを内蔵したものであって、内部記憶内のデータに関し		

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		て内部記憶からの汎用命令を実行することができるものをいう。	
		内部記憶が外部記憶により増補されたものを含む。	
不揮発性メモリー		長期間にわたり電源を遮断した後でもデータの保持が可能なメモリーをいう。	
フィールドプログラマブルロジックデバイス		プログラムが既書き込まれているものであって、変更が可能なもの又は書換え可能なものを含む。	
最大クロック周波数		回路内部の最大クロック周波数をいう。ただし、外部よりクロックを与える場合にあっては、内部の回路が対応し得る最大動作周波数をいう。	
貨物等省令第6条第一号ホ（一）中のアナログデジタル変換用のもの		<p>貨物等省令第6条第一号ホ（一）中のアナログデジタル変換用のもの（以下、「ADC」という。）については、以下のとおりとする。</p> <p>イ nビットの分解能とは、2^nレベルに相当する量子化能力をいう。</p> <p>ロ ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すデジタルの出力ビット数に等しい。有効ビット数（ENOB）はADCの分解能を決定するに当たり、使用しない。</p> <p>ハ 複数のチャンネルを有するADCについては、そのサンプルレートは複数のチャンネルを集合させたものではなく、1つのチャンネルのうち最大のものをいう。</p> <p>ニ インターリーブ型ADC又はインターリーブ方式で動作するように設計した複数のチャンネルを有するADCのサンプルレートは、インターリーブに係る全てのチャンネルのサンプルレートを集合させた最大のレートをいう。</p>	
サンプルレート		ADC（オーバーサンプリング型ADCを除く。）において1秒当たりのアナログ入力で測定される最大のサンプル数をいう。オーバーサンプリング型ADCにおいては、その出力ワードレートをサンプルレートという。サンプルレートは、サンプリングレート（メガサンプル毎秒又はギガサンプル毎秒で表示。）又は変換レート（ヘルツで表示。）ともいう。	
調整された更新速度		通常の（非補間型）デジタルアナログ変換用の集積回路（以下、「DAC」という。）の場合、デジタル入力信号がアナログ出力信号に変換される時の速度をいい、アナログ出力値はDACにより変わる。補間モードを経由しない（補間率が1倍）ことができるDACは、通常の（非	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
		補間型) DACとみなす。補間型DAC (オーバーサンプリング型DAC) の場合、DAC更新速度を最小の補間率で除して得られた値をいう。補間型DACに係る調整された更新速度は、入力データレート、入力デジタルワードレート、入力サンプルレート、最大総入力バスレート、DACクロック入力用最大DACクロックレートともいう。
	貨物等省令第6条第一号ホ(二)中の信号	スプリアス・フリー・ダイナミック・レンジの測定において、アナログ出力信号の振幅が-3デシベルフルスケールを超えるとき、そのデジタル入力信号はフルスケールである。
	スプリアス・フリー・ダイナミック・レンジ	基本周波数の信号をDACに入力したときにデジタルアナログ変換されて出力される基本周波数(最大信号成分)の実効値の、基本周波数に次いで高い出力振幅である雑音又は高調波歪成分の実効値に対する比率をいう。直接、仕様書又はスプリアス・フリー・ダイナミック・レンジの周波数依存性に関する特性図により表される。
	レーザー発振器	2の「レーザー発振器」の解釈に同じ。
	最大デジタル入出力数	集積回路又はパッケージされているか否かに関わらず、使用者が使用できる最大の入出力数又は使用することができる最大の入出力数をいう。
	シリアルトランシーバの最大データ速度の総計	当該フィールドプログラマブルロジックデバイスにおける一方向へデータ転送するシリアルトランシーバの最大データ速度にトランシーバ数を乗じて得られた値をいう。
	基本ゲート伝搬遅延時間	モノリシック集積回路に使用される基本ゲートに対応する伝搬遅延時間の値。この値は、モノリシック集積回路の各ファミリー(注)に対しては、当該ファミリー内の代表的なゲート当たりの伝搬遅延時間又は当該ファミリー内の代表的な伝搬遅延時間のいずれかで評価される。 (注)ファミリーは、集積回路の個別の機能を除いた製造方法及び仕様として次のすべての項目が適用される集積回路からなる。 a. 共通のハード及びソフトのアーキテクチャー b. 共通の設計技術及び加工技術 c. 共通の基本性能
	カスタム集積回路	製造者が特定の顧客からの仕様の提示に基づいて製造し、その顧客に供給するもの又は供給したものをいう(製造者が、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げられた貨物であるか否かを判断できないものに限る。)
	デジタルアナログ変換	マスタークロック周波数又は入力クロック周波数ともいう。

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	クロック周波数		
	貨物等省令第6条第一号ワ（一）中のアナログデジタル変換機能を有するもの	<p>貨物等省令第6条第一号ワ（一）中のアナログデジタル変換機能を有するものについては、以下のとおりとする。</p> <p>イ nビットの分解能とは、2^nレベルに相当する量子化能力をいう。</p> <p>ロ ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すADCのデジタル出力ビット数に等しい。有効ビット数（ENOB）はADCの分解能を決定するに当たり、使用しない。</p> <p>ハ インターリーブ型でない複数のチャンネルを有するADCが含まれた集積回路については、そのサンプルレートは複数のチャンネルを集合させたものではなく、1つのチャンネルのうち最大のものをいう。</p> <p>ニ インターリーブ型ADC又はインターリーブ方式で動作するように設計した複数のチャンネルを有するADCが含まれた集積回路のサンプルレートは、インターリーブに係る全てのチャンネルのサンプルレートを集合させた最大のレートをいう。</p>	
	真空電子デバイス	真空回路における電磁波の伝搬又は無線周波数空洞共振器を使用した電子ビームの相互作用を基礎とした電子デバイスをいう。	
	国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域	最新版の国際電気通信連合無線通信規則により1次業務及び2次業務用に割り当てた周波数帯域をいう。	付加分配及び代替分配に割り当てた周波数帯域を除く。
	空洞結合形	遅波回路として、軸方向に隣接して配設した複数個の空洞を電磁氣的に結合したものをいう。	
		空洞結合形の変形を含む。	
	ヘリックス形	遅波回路として、1以上のヘリックス形の高周波遅波回路を用いたらせん形のをいう。	
		はしご形、インタデジタル形、リングアンドバー形及びこれらの変形を含む。	
	瞬時帯域幅	他の動作パラメータを変えない状態で、出力が3デシベル未満の変化範囲にとどまる帯域幅をいう。	
	宇宙用に設計した	地表から100キロメートルを超える高度で動作するよう設計若しくは製造されたこと又は試験に合格して適格とされたことをいう。特定の貨	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		物が試験に合格したことにより宇宙用に設計したと判定されても、同じ生産工程又は一連の型式である他の貨物は、個々に試験されなければ宇宙用に設計したことにならない。	
	デュアルモード	真空電子デバイスのビーム電流がグリッドを使用することで意図的に連続モードとパルスモードとの間で切り換えることが可能なものであって、最大パルス出力が連続波出力よりも大きいものをいう。	
	熱電子陰極	固体を加熱することで電子を放出させる陰極をいう。	
	モノリシックマイクロ波集積回路増幅器	貨物等省令第6条第二号ハの（一）から（八）でそれぞれ定める周波数帯域において、2以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低いものを制限値とする。	
	モノリシック集積回路	<p>受動回路素子、能動回路素子又はこれらの組合せであって、次のイからハまでのすべてに該当するものをいう。</p> <p>イ 半導体材料の小片であるチップの中又はこの上に拡散プロセス、注入プロセス又は堆積プロセスによって形成されたもの</p> <p>ロ 分解することが不可能なように結合されたもの</p> <p>ハ 一つの回路の機能を実行するもの</p>	
	ピーク飽和出力値	製品データシート中に参照されている出力、飽和出力、最大出力、ピーク出力又はピーク包絡線出力ともいう。	
	マイクロ波用ディスクリットランジスタ	<p>貨物等省令第6条第二号ニの（一）から（五）でそれぞれ定める周波数帯域において、2以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低いものを制限値とする。</p> <p>電力増幅器ともいう。これらは、貨物等省令第6条第二号ニ（一）～（六）の規定に基づいて判定するものとする。</p>	
	マイクロ波用固体増幅器（モノリシックマイクロ波集積回路増幅器及びハーモニックミキサ又はコンバータを除く。）又はこれを含む組立品若しくはモジュ		被覆されていないダイ、キャリアに搭載されたダイ及びパッケージに搭載されたダイを含む。

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	ール（送受信モジュール及び送信モジュールを除く。）		
	貨物等省令第6条第二号ホ中のマイクロ波用固体増幅器	モノリシックマイクロ波集積回路増幅器は第6条第二号ハの規定に基づいて判定し、スペクトラムアナライザ、信号発生器、ネットワークアナライザ又はマイクロ波用試験受信機の動作周波数を拡張するように設計したハーモニックミキサ若しくはコンバータは、同条第二号リの規定に基づいて判定するものとする。	
	モジュール	基板上に回路素子、個別部品又は集積回路を相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが不可能なものをいう。	
	貨物等省令第6条第二号ホ中のモジュール	送受信モジュール及び送信モジュールは第6条二号カの規定に基づいて判定するものとする。	
	半オクターブ	周波数帯域内の最大周波数と最小周波数の比が、1.5 : 1のものをいう。	
	組立品	6の「組立品」の解釈に同じ。	
	完全停止状態から完全作動状態までの時間	予熱時間を含む。	
	発振器又は発振機能を有する組立品	カタログ等の仕様に従って評価する。	
	周波数切換えの所要時間	デジタルコード化された電気信号により出力周波数を切換えたときに、出力周波数が1ギガヘルツ未満の場合は終点の±100ヘルツ以内、又は1ギガヘルツ以上の場合は終点の±0.00001パーセント（±0.1ppm）以内に達する時間（例えば遅延時間）をいう。	
	サイドローブに対するメインローブの電力の比	データシートに示される最大減衰量をいう。	
	超電導	すべての電気抵抗を消失することができる金属、合金又は化合物が、無限の導電率に達したときジュール熱の発生なしに大電流を流すことが可能なことをいう。	
	超電導材料を用いた装	電子素子、回路又はシステムを含	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中 解釈を要する語	解 釈	
	置	む。	
	臨界温度	5の「臨界温度」の解釈に同じ。	
	セル	電気化学デバイスであって、正極、負極及び電解質を有し、かつ、電気エネルギー源であるもののうち、バッテリーの基本的な構成部品であるものをいう。	
	一次セル	外部電源から充電できるように設計されていないものをいう。	
	貨物等省令第6条第五号中のエネルギー密度	平均出力(W)に放電時間(h)を乗じて得た数値を、セルの質量(kg)で除した数値をいい、公称電圧にアンペア時間で表した公称容量を乗じて得た数値を、キログラムで表した質量で除すことで計算される。公称容量が示されていない場合のエネルギー密度は、公称電圧を二乗して得た数値に、時間で表した放電時間を乗じ、かつ、オームで表した放電負荷とキログラムで表した質量で除して計算することとする。	
	貨物等省令第6条第五号中の連続的な電力密度	公称電圧にアンペアで表した最大連続放電電流(A)を乗じた電力をキログラムで表した質量で除して計算することとする。 電力密度は比出力ともいう。 最大連続放電電流：カタログに記載されたものを含む最大の連続放電電流をいう。	
	二次セル	外部電源から充電できるように設計されているものをいう。	
	高電圧用のコンデンサ	定格電圧が5,000ボルト以上のものをいう。	
	反復サイクル	所定の電圧において、エネルギーを1秒間に充放電できる回数で、ヘルツで表したものをいう。	
	最大電流密度	コイルの巻き数に最大電流を乗じた値をコイルの断面積で除した値をいう。	
	セル連結保護ガラス集成品	インターコネクタ及びカバーガラス付セルを含む。	
	エア・マス・ゼロ	地球と太陽との間の距離を一天文単位とした場合の地球の大気圏外における太陽光の分光放射照度をいう。	
	アブソリュートエンコーダ	モーター等の回転角度、回転速度を検出するセンサー(ロータリーエンコーダ)のうち、絶対値を出力する方式のものをいう。	
	パルス出力の切換えを	シリコン制御整流器(SCR)	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	行うサイリスターデバイス又はサイリスターモジュール	s)、エレクトリカルトリガリングサイリスター (E T T s)、光トリガリングサイリスター (L T T s)、集積ゲート整流サイリスター (I G C T s)、ゲートターンオフサイリスター (G T O s)、M O S制御サイリスター (M C T s) 及びソリッドトロン (S o l i d t r o n s) を含む。	
	サイリスターモジュール	1以上のサイリスターデバイスで構成されるものをいう。	
	貨物等省令第6条第八号の三中の半導体素子	接合電界効果トランジスタ (J F E T s)、垂直接合電界効果トランジスタ (V J F E T s)、M O S電界効果トランジスタ (M O S F E T s)、二重拡散金属酸化物半導体電界効果トランジスタ (D M O S F E T s)、絶縁ゲートバイポーラトランジスタ (I G B T)、高電子移動度トランジスタ (H E M T s)、バイポーラ接合トランジスタ (B J T s)、サイリスター及びシリコン制御整流器 (S C R s)、ゲートターンオフサイリスター (G T O s)、エミッターターンオフサイリスター (E T O s)、P i Nダイオード、ショットキーダイオードを含む。	
	貨物等省令第6条第八号の三中の半導体モジュール	1以上の電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子で構成されるものをいう。	
	繰返しピーク休止状態電圧	ドレイン・ソース電圧、コレクター・エミッター電圧、繰返しピーク	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		ク逆電圧、ピーク繰返し休止状態ブロック電圧を含む。	
	半波長電圧	光変調器を伝搬する光の波長において180度の位相変化を作るのに必要な印加電圧をいう。	
	サンプリングオシロスコープ		等価時間サンプリング方式を用いたものを除く。
	貨物等省令第6条第十号中のアナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置	<p>アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置については、以下のとおりとする。</p> <p>イ nビットの分解能とは、2^nレベルに相当する量子化能力をいう。</p> <p>ロ ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すADCのデジタル出力のビット数に等しい。有効ビット数（ENOB）はADCの分解能を決定するに当たり、使用しない。</p> <p>ハ インターリーブ型でない複数のチャンネルを有するモジュール、組立品又は装置については、そのサンプルレートは複数のチャンネルを集合させたものではなく、1つのチャンネルのうち最大のものをいう。</p> <p>ニ インターリーブ型のチャンネルを有する複数のチャンネルを有するモジュール、組立品又は装置のサンプルレートは、インターリーブに係る全てのチャンネルのサンプルレートを集合させた最大のレートをいう。</p> <p>(判定方法)</p> <p>複数のチャンネルを有するものは、一つのチャンネルで実現できる最も性能の高いチャンネルで判定する。</p> <p>(判定条項の参照先)</p> <p>サンプリングオシロスコープ、デジタル方式の記録装置、スペクトラムアナライザ、信号発生器、ネットワークアナライザ及びマイクロ波用試験受信機は、それぞれ貨物等省令第6条第九号、第十一号から第十五号までの規定に基づいて判定するものとする。</p>	
	貨物等省令第6条第十一号イ中のデータ連続記録速度	デジタル方式の記録装置が、デジタルデータのサンプルレート又はデジタル信号への変換速度を維持した状態で、デジタル信号の情報を欠落なく連続してディスクメモリ又はソリッドステートドライブメモリに出力することができる速度をいい、パラレルアーキテクチャを有する記録装置については、最大ワード転送速度にワードを構成するビット数を乗じたものをいう。	
	周波数シンセサイザ	出力周波数の数より少ない数の基準周波数により制御、導出又は統合し、一つ若しくは多数の出力周波数を同時若しくは選択的に出すことが	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		できる周波数源をいう。	
	送受信モジュール	信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能電子装置をいう。	
	送受信モノリシックマイクロ波集積回路	信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能モノリシックマイクロ波集積回路をいう。	
	送信モジュール	信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる電子装置をいう。	
	送受信モジュール又は送信モジュール	貨物等省令第6条第二号カの規定は、放熱板の有無にかかわらず送受信モジュール又は送信モジュールを規制する。また、貨物等省令第6条第二号カ（三）における平面のいずれかの辺の長さには、送受信モジュール又は送信モジュールの放熱板として機能する部分を含まない。	
	送信用モノリシックマイクロ波集積回路	信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる送信用モノリシックマイクロ波集積回路をいう。	
	送受信モジュール、送受信モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール又は送信用モノリシックマイクロ波集積回路	送信又は送受信チャンネルと同数の集積化された放射アンテナ素子を持つ場合も持たない場合もある。	
	貨物等省令第6条第二号カ（三）中の計算式	<p>動作帯域幅の下限が2.7ギガ以下に及ぶ場合、最小動作周波数として2.7ギガヘルツを用いるものとする。</p> <p>次の式を満たすものとする。</p> $d [cm] \leq 15 \times N / f [GHz]$ <p>d：平面のいずれかの辺の長さをセンチメートル（cm）で表した値 N：一つの辺に並べられた送信又は送受信のチャンネル数 f：ギガヘルツ（GHz）で表した最小動作周波数</p>	
	貨物等省令第6条第二号カ中のチャンネル	平面に並べられた複数の送受信モジュール、送受信モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール又は送信用モノリシックマイクロ波集積回路の任意の固体をいう。	
	信号発生器	任意波形発生器及びファンクションジェネレーターを含む。任意波	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		<p>形発生器又はファンクションジェネレーターの最大出力周波数は、次のいずれかに従って評価する。</p> <p>イ カタログ等に最大出力周波数が表記されている場合は当該仕様</p> <p>ロ カタログ等に最大出力周波数が表記されていない場合はサンプル毎秒で表したサンプルレートを2.5で除して算出されるもの</p>	
貨物等省令第6条第十三号イ(一)中のパルス幅		立ち上がりエッジにおける振幅の50パーセントの時点から立下りエッジにおける振幅の50パーセントの時点までの時間間隔をいう。	
スペクトラムアナライザ		多周波数信号の中から単一周波数成分の基本的な特性を測定し、かつ、表示することができる装置をいう。	
貨物等省令第6条第十二号ニに該当するスペクトラムアナライザ			定比幅フィルター(オクターブフィルター又は分数オクターブフィルターともいう。)のみを用いたものを除く。
実時間帯域幅		周波数分析器が変換後のデータを外部に出力又は表示しながら、ギャップ又は窓効果による実振幅からの減衰が3デシベルを超えずに全ての入力信号を処理するフーリエ変換又は他の離散時間変換により、タイムドメインデータの全てを周波数ドメインに連続的に変換することができる最大周波数範囲をいう。	
貨物等省令第6条第十二号ニ中の100パーセントの確率で検出する		100パーセントの確率で検出するための時間は、仕様にあるレベルの測定の不確かさに必要な最小信号持続時間に相当する。	
周波数マスクトリガー		<p>設定した周波数帯域幅内でトリガーする周波数帯域の範囲を選択することができ、その範囲以外の信号が当該周波数帯域幅内に存在しても無視する機能をいう。</p> <p>1つ以上の独立したリミットを含む</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		む。	
	ベクトル変調帯域幅	無線周波数信号がデジタルベースバンド信号により変調された際の、無線周波数信号の帯域幅をいい、情報帯域幅ともいう。I/Q変調を用いたデジタル変調は無線周波数ベクトル変調信号を生成するための技術的な手法であり、その出力信号は一般的にベクトル変調帯域幅を有するものとして仕様化されている。	
	非線形ベクトルの計測機能	計測対象の装置を大信号ドメイン又は非線形歪みの領域に追い込んで試験し、その結果を解析することができるネットワークアナライザの機能をいう。	
	半導体素子	イメージデバイス、光電子素子及び弾性波素子を含む。	
	半導体物質	<p>純度99.9パーセント以上のものであって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ シリコン又はゲルマニウムの多結晶のもの又は単結晶のもの</p> <p>ロ III族元素であるアルミニウム、ガリウム又はインジウムとV族元素である^{りん}、^ひ素又はアンチモンとの化合物の結晶（ガリウム・^ひ素などの二元系化合物半導体結晶に加えインジウム・ガリウム・^ひ素・^{りん}などの多元系化合物半導体結晶を含む。）</p> <p>ハ II族元素である亜鉛、カドミウム又は水銀とVI族元素である硫黄、セレン又はテルルとの化合物の結晶（硫化カドミウムなどの二元系化合物半導体結晶に加え、テルル化水銀カドミウムなどの多元系化合物半導体結晶を含む。）</p> <p>ニ 半導体素子用のシリコンカーバイトの単結晶</p> <p>ホ シリコンとゲルマニウムとの混合物の単結晶</p> <p>ヘ その他、半導体としての物性を備え、半導体素子に用いられるもの</p>	
	部分品 附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	貨物等省令第6条第十七号イ（一）中のシリコン以外の膜を形成できるもの	原子層エピタキシー法を用いた装置を含む。	
	有機金属化学的気相成長反応炉	装置を含む。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	ウエハー搬送中央装置		複数のウエハーに対し同一処理を同時に行うように設計したもの（ロボットを用いたものも含む。）を除く。
	貨物等省令第6条第十七号ホ中の半導体製造装置であってそれぞれ異なるもの	半導体製造装置であって、機能的に異なる物理的処理（デポジション、イオン注入又は熱処理を含む。）を行うモジュール式装置をいう。	
	貨物等省令第6条第十七号ホ中の複数のウエハー処理を順次行う	マルチチャンバー対応ウエハー搬送中央装置により、同一のウエハーを第一の処理を行う装置から第二の処理を行う装置へ、第二の処理を行う装置から第三の処理を行う装置へ搬送することなどにより、同一のウエハーを異なる半導体製造装置で処理することをいう。	
	インプリントリソグラフィ装置	マイクロコンタクトプリンティング装置、ホットエンボシング装置、ナノインプリントリソグラフィ装置及びステップアンドフラッシュインプリントリソグラフィ装置を含む。	
	貨物等省令第6条第十七号カ中のドライエッチング	ラジカル（開殻電子配置にある不対電子を有する原子、分子又はイオンをいう。）、イオン、逐次的な反応又は逐次的でない反応によるエッチングを含む。	
	貨物等省令第6条第十七号カ（一）中のシリコンゲルマニウムのシリコンに対するエッチング選択性の比率	ゲルマニウム濃度が30パーセント以上のシリコンゲルマニウムを用いて測定するものとする。	
	貨物等省令第6条第十七号カ（二）中の異方性ドライエッチング	高周波パルス励起プラズマ、パルスデューティサイクル励起プラズマ、パルス電圧印可電極調整プラズマ若しくはプラズマと組み合わせた周期的ガス注入及びパージによるエッチング、プラズマ原子層	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		エッチング又はプラズマ準原子層エッチングを含む。	
	貨物等省令第6条第十七号タ、レ(十)、オ中の幅	最表面における幅をいう。	
	貨物等省令第6条第十七号レ(九)中の原子層堆積装置	下地の導電体との界面にバリア膜を用いずに充填金属を形成させることを可能とするバリア膜を選択的に成膜することができるものを含む。	
	貨物等省令第6条第十七号ラ中の成膜する装置	シリコン及び炭素を含有し、かつ、ゲート電極の側壁を覆う膜を成膜するために設計したものに限る。	
	貨物等省令第6条第十七号マ中の複数のチャンバー又はステーションを有する装置	表面の酸化物を除去する前処理又は表面の汚染物の除去を行うチャンバー又はステーションが、他の処理を行うチャンバー又はステーションと独立しているもの（他の処理を行うチャンバー又はステーションが存在しないものを含む。）に限る。	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 不活性ガスを用いた物理的な手法によるもの ロ レジストを除去するために設計したもの
	貨物等省令第6条第十七号ケ中の表面改質	表面のシリル化をいう。	
	貨物等省令第6条第十七号フ中の検査するよう設計した装置	マスクブランク又はマスクの欠陥（パーティクルを含む。）の有無を検査するものに限る。	
	貨物等省令第6条第十七号の二中のペリクル	フレームと一体化された膜であって、パーティクルによる汚染からマスク又はレチクルを保護するように設計したものをいう。	
	マスクブランク	マスクの製造に用いられるガラスの板その他の材料に薄膜を形成したものをいい、これにレジストが塗布されているかどうかを問わない。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	極端紫外	電磁波スペクトルの波長が5ナノメートルを超え、124ナノメートル未満のものをいう。	
	多層膜の結晶を有し、かつ、当該結晶がエピタキシャル成長されているもののうち、ヘテロエピタキシャル材料となるもの	異種の半導体物質が同一結晶方位に結晶構造を連続させて積層成長してできた多層の結晶成長層を有する基板をいう。 多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板からなる材料を含む。	
	貨物等省令第6条第十八号、第十九号及び第二十二号から第二十四号まで中の基板	個別部品又は集積回路を、基板上若しくはその中に配置できるようになっている薄板状のものであって、相互接続の有無によらないものをいう。	
	Ⅲ－Ⅴ族化合物	ほう素、アルミニウム、ガリウム、インジウム、タリウム又はこれらの組合せと窒素、 ^{りん} 燐、 ^ひ 砒素、アンチモン、ビスマス又はこれらの組合せとの化合物をいう。	
	窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウム	これらの化合物における元素（窒素、ガリウム、インジウム、アルミニウム、 ^{りん} 燐及び ^ひ 砒素）の順番を問わない。	
	レジスト	半導体製造用のレジスト（ソルダーレジストを除く。）であって、レジスト材である樹脂（ベースポリマー）を含む。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	ポジ型レジスト	照射された部分のみが現像液に溶解するレジストをいう。	
	貨物等省令第6条第二十号中の有機金属化合物又は有機化合物	アルミニウム、ガリウム、インジウム、 ^{りん} 燐、 ^ひ 砒素又はアンチモンが、分子の有機部分の炭素と直接に結合している化合物をいう。	
	純度	アルミニウム、ガリウム、インジウム、 ^{りん} 燐、 ^ひ 砒素又はアンチモン成分の純度をいう。	
	不活性ガス	ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン又は窒素をいう。	
	貨物等省令第6条に掲げる貨物		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの
8	部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	85度を超える温度又は零下45度より低い温度で使用することができるように設計したもの		電子計算機であって、民生用の自動車、鉄道用の車両又は民間航空機のために設計したものを除く。
	貨物等省令第7条第一号ロ中の放射線による影響を防止するよう設計したもの		電子計算機であって、民間航空機のために設計したものを除く。
	デジタル電子計算機	次のイからニまでに該当するものをいう。 イ 1個以上のデジタルデータを入力することができるもの ロ デジタルデータ又は命令を固定若しくは可変（書換え可能）記憶装置に記憶することができるもの ハ 記憶装置に蓄積した変更することができる命令列によりデジタルデータを処理することができるもの（記憶装置に蓄積した命令列の変更は、固定記憶の差換えを含むが、配線及び接続の物理的変更は除く。） ニ デジタルデータを出力することができるもの	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
	加重最高性能	<p>加重最高性能（APP）は、64ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行するデジタル電子計算機に適用される加重された最高性能である。算出方法で使用する略語を次に示す。</p> <p>n： デジタル電子計算機のプロセッサ数 i： プロセッサ番号（1，…，n） t_i： プロセッサのサイクル時間（t_i=1/F_i） F_i： プロセッサ周波数 R_i： 最高浮動小数点演算速度 W_i： アーキテクチャ加重係数</p> <p>APPは、1秒間に実行される浮動小数点演算を1兆回単位に示したものに加重係数を乗じたもの（WT：Weighted TeraFLOPS）として示される。</p> <p>APPの算出方法の概要は、次の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> それぞれのプロセッサiに対して、デジタル電子計算機のそれぞれのプロセッサでサイクル毎に実行される、64ビット以上の浮動小数点演算（FPO_i）の最高数を決定する。 注 FPOの決定にあたっては、64ビット以上の浮動小数点加算命令と乗算命令のみを含める。全ての浮動小数点演算はプロセッササイクル毎の演算で示されなければならない。複数サイクルを要求する演算は、サイクル数で除した結果をもって示して良い。64ビット以上の浮動小数点オペランド計算を実行する機能を有しないプロセッサに対しては、実効演算速度Rは0である。 それぞれのプロセッサに対して、$R_i = FPO_i / t_i$により浮動小数点演算速度Rを算出する。 APPを次のように算出する。 $APP = W_1 \times R_1 + W_2 \times R_2 + \dots + W_n \times R_n$ ベクトルプロセッサに対してはW_i=0.9、非ベクトルプロセッサに対してはW_i=0.3とする。 <p>注1 乗加算機のように一つのサイクルで混合演算処理を行うプロセッサでは、各々の演算を算出する。</p> <p>注2 パイラインプロセッサに対しては、実効演算速度Rは、完全パイライン速度と非パイライン速度とを比較して速い方のパイライン速度を採用する。</p> <p>注3 それぞれのプロセッサの演算速度Rは、複合体のAPPが算出される前に理論上可能な最高値で算出されること。電子計算機の製造業者が、電子計算機のマニュアル又はパンフレットで同</p>

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		<p>時又は並行の動作又は実行を公表している場合には、同時動作があるものとみなす。</p> <p>注4 APPの算出に際しては、入出力機能及び周辺機能（例．ディスク駆動装置、通信制御装置及び表示装置）に限られたプロセッサは含めない。</p> <p>注5 ローカルエリアネットワーク、ワイドエリアネットワーク、入出力装置を共有するための接続（内部接続を含む）装置、入出力制御装置、その他あらゆるソフトウェアで実現されている通信接続装置により接続されている場合、プロセッサの組み合わせとしてAPPを算出する必要はない。</p> <p>注6 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組合せについては、APPを算出しなければならない。</p> <p>注 1) 集積回路のダイに対しては、同じダイ上にある全てのプロセッサ及びアクセラレータであって、同時に動作するものをAPP算出の対象としなければならない。</p> <p>2) プロセッサの組合せが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ハに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品を使用することにより実現するものを含む。</p> <p>注7 ベクトルプロセッサは、浮動小数点ベクトル（64ビット以上のデータの一次元配列）において多重処理を同時に実行する組み込まれた命令群を持ったプロセッサであって、少なくとも2つのベクトル機能部を有し、かつ、それぞれについて少なくとも64の要素を持つ少なくとも8つのベクトルレジスタを有するものと定義する。</p>	
	デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するよ	デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために特別に設計されたものをいう。	デジタル電子計算機に使用されているバックプレーン接続装置、バス接続装置、受動的なデータ転送

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	うに設計した、デジタル電子計算機の附属装置		<p>の接続装置、ローカルエリアネットワーク用の装置（注1）若しくは通信制御装置（注2）を除く。</p> <p>注1：伝送のために送信権の制御を行い、全体が同一の伝送速度で動作する共通の媒体を用いる分散された交換網への物理的インターフェースをいう。</p> <p>注2：同期又は非同期のデジタル信号の流れを制御する通信網への物理的インターフェースをいう。（ワイドエリアネットワーク用の通信回線インターフェース部分を含む。）</p>
	データの転送速度	1リンク当たりの一方向のデータ転送速度をいう。	
	貨物等省令第7条第三号中のデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品	データの処理能力を向上させるために増設するものであって、計算要素を実装できるように設計されたものをいう。装置に組み込まれていない状態で出荷され、その接続がプログラムで制御される部分品に限り、貨物等省令第7条第三号ハが適用される。	
	計算要素	算術演算又は論理演算の結果を出す最小の要素をいう。	
	主要な要素	他の装置に内蔵されている電子計算機又は附属装置の購入価額が当該装置の販売価額の35%を超えることをいう。	
	信号処理	7の「信号処理」の解釈に同じ。	
	画像強調機能	外部からの情報を伝送する画像を処理する機能であって、高速フーリエ変換、ウォルシュ変換その他の領域間の変換、時間圧縮、フィルタ処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴリズムを用いるもの（単独の画面について平行移動、特徴抽出、登録又は色分けのアルゴリズム（線形型又は回転型のものに限る。）のみを用いるものを除く。）をいう。	
	シストリックアレイコンピュータ	データの流れ又は変更が利用者によって、ロジックゲイトのレベルで動的に制御可能な計算機をいう。	
	ニューラルコンピュー	ニューロン（神経細胞又は神経突起）又はその集合体の作用を模擬する	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	タ	ように設計又は設計変更された演算装置をいう。すなわち、以前のデータに基づいて多数の演算構成要素間の相互接続の重み付け及び数を調節できるハードウェアの能力によって、特徴付けられる演算装置を指す。	
	光コンピュータ	データ表現のために光を用いるように設計又は設計変更されている計算機であって、かつ、その演算論理素子が直接光学デバイスに結合しているものをいう。	
	侵入プログラム	<p>電子計算機又は電気通信回線に接続する機能を有する機器の監視ツールによる検出を回避し、又は防御手段を無効化するように設計又は改造されたプログラムであって、次のいずれかの操作を実行するものをいう。</p> <p>イ 電子計算機又は電気通信回線に接続する機能を有する機器からデータ又は情報の抽出を行うこと、若しくはシステムや利用者のデータを変更すること</p> <p>ロ 外部からの命令の実行を可能とするために、プログラム又はプロセスの標準的な実行パスを改造すること</p> <p>注1：電気通信回線に接続する機能を有する機器には、モバイル機器、スマートメータを含む。</p> <p>注2：監視ツールとは、装置のシステム動作又はプロセスを監視するプログラム又は装置をいう。これには、アンチウイルス（AV）製品、エンドポイントセキュリティ製品、パーソナルセキュリティ製品（PSP）、侵入検知システム（IDS）、侵入防止システム（IPS）又はファイヤーウォールを含む。</p> <p>注3：防御手段とは、データ実行防止（DEP）、アドレス空間配置のランダム化（ASLR）、サンドボックス等のコード実行の安全性を保証するために設計された技術をいう。</p>	
貨物等省令第7条に掲げる貨物			ハイパーバイザー、デバッガ、ソフトウェアリバースエンジニアリング（SRE）ツール、デジタル著作権管理（DRM）システムのプログラム、資産の追跡又は回復のために製造者、管理者又は利用者によってインストールされるように設計されたプログラムを除く。
			次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
			ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの
9	伝送通信装置	<p>終端装置、中継装置、符号を変換する装置、多重化装置、モデム、多重変換装置、蓄積プログラム制御方式による回線の切換え機能を有する装置、ゲートウェイ、ブリッジ、メディアアクセスユニット、無線送受信機及び音波（超音波を含む。）を搬送波とする水中通信装置を含む。</p>	
	電子式交換装置	<p>ルーター機能を有する装置を含む。</p>	
	無線通信傍受装置		<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ アナログ式プライベートモバイル無線若しくはIEEE802.11の規格による無線LANを傍受するために特別に設計した装置</p> <p>ロ 移動体通信業者のために設計した装置</p> <p>ハ 移動体通信機器の設計又は製造のために設計した装置</p>
	総合伝送速度	<p>最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット（情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。）数をいう。</p>	
	瞬時帯域幅	<p>他のパラメーターを変えないことなしにマイナス3デシベル以上の水準に出力が維持される帯域幅をいう。</p>	
	スペクトル拡散	<p>相対的に狭い通信チャネルにおけるエネルギーを、より広いエネルギースペクトルへと拡散させる技術をいう。</p>	
	周波数ホッピング	<p>スペクトル拡散の一方式であり、一通信チャネルの送信周波数をランダム又は疑似ランダムシーケンスによる離散的なステップで変化させる技</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		術をいう。	
	信号処理	7の「信号処理」の解釈に同じ。	
	音声帯域圧縮技術	人間の話し言葉の特徴を考慮に入れて、人間の声をサンプリングし、それらをデジタル信号に変換する技術をいう。 通信状態により符号化速度が変化するものについては、会話を継続した状態における符号化速度に基づいて判定するものとする。	
	引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上のもの	引張強さは、0.5メートルから3メートルまでの間隔に置かれた直径15センチメートルのキャプスタン間を2メートル毎秒から5メートル毎秒までの速さで通過中のファイバーに対し、規定の張力を動的に加えるオンライン又はオフラインのスクリーニングテストにより測定したものとする。その場合の周囲温度は、公称摂氏20度、相対湿度は公称40パーセントとする。 製造者がカタログ等において、引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上あるとしているものをいう。	
	電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナ	位相結合によってビームを形成するアンテナであって、ビームの方向が放射素子の複素励振係数によって制御され、そのビームの方向が送信時及び受信時において、電気信号を用いることによって水平面内若しくは垂直面内又は双方に変化し得るアンテナをいう。	
	電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置		電波天文用の装置及び目標物からの無線送信を必要とする装置を除く。
	非レーダー発信機	商用ラジオ、テレビ、セルラー移動体通信の基地局を含む。	
	貨物等省令第8条第五号の五中のキャリアクラス	国家級の大容量通信回線網を含む。	
	貨物等省令第8条第五号の五中のアプリケーション層	OSI参照モデル（ISO/IEC 7498）のレイヤー7を含む。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	貨物等省令第8条第五号の五中のメタデータ及びアプリケーション	音声、映像、伝達内容、付加情報を含む。	
	ハードセクター	個人に関連する単独又は一連の情報をいう。 姓名、電子メールアドレス、住所、電話番号、所属団体等の情報を含む。	
	伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置		設計以外の用途に用いることができるものを除く。
	貨物等省令第8条第六号、第七号及び第八号の二中の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置		他の用途に用いることができるものを除く。なお、測定装置、試験装置については、設計用、製造用以外のものを除く。
	レーザー発振器	輻射の誘導放出による光増幅を利用して空間的及び時間的にコヒーレントな光を発生させるものをいう。	
	ローカルエリアネットワーク	任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、地理的に適度な大きさの領域（オフィス、建物、プラント、キャンパス、倉庫など）に制限されたデータ通信システムをいう。	
	貨物等省令第8条第九号から第十一号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品	他の貨物の部分品である場合においても、貨物等省令第8条第九号から第十一号までのいずれかに基づいて判定するものとする。	貨物等省令第21条第1項第九号又は同項第九号の二に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十一号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。
	暗号機能有効化の手段	製造者により提供される仕組み（装置若しくはプログラムと1対1で対応するもの又は1人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラ	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		ムのために顧客と1対1で対応するものをいう。)によって、使用者が暗号機能を特別に有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であつて、貨物又は技術によって実現されるものをいう(例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。)	
	対称アルゴリズム	暗号化と復号の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。	
	対称鍵の長さが56ビットを超えるもの	奇偶検査のため付加されるパリティビットは含まない。	
	非対称アルゴリズム	暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。	
	512ビットを超える整数の素因数分解	RSA方式を含む。	
	有限体上の乗法群における512ビットを超える離散対数の計算	有限体上のDiffie-Hellman方式を含む。	
	第8条第九号イ(三)中の(二)に規定するもの以外の群における112ビットを超える離散対数の計算	楕円曲線上のDiffie-Hellman方式を含む。	
	格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題	ポスト量子、量子安全、耐量子ともいう。 NewHope、Frodo、NTRUEncrypt、Kyber、Titanium方式を含む。	
	超特異楕円曲線間の同種写像の探索	ポスト量子、量子安全、耐量子ともいう。 超特異同種写像鍵カプセル化を含む。	
	ランダムな符号の復号	ポスト量子、量子安全、耐量子ともいう。 McEliece、Niederreiter方式を含む。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
	データの機密性確保のための暗号機能	<p>デジタル方式の暗号処理（情報の内容の秘匿又は情報の不正な改ざん若しくは不正な利用の防止を目的として情報の変換（秘匿パラメータを用いた情報の変換に限る。）を行う処理をいう。固定式（符号化又はデータ圧縮のアルゴリズムが外部からのパラメータを受け入れず、かつ、使用者によって変更できないもの）の符号化及びデータ圧縮を除く。）を行うもののうち、次のイからトのいずれかのため以外の暗号機能をいう。</p> <p>イ 認証（使用者、プロセス又は機器の妥当性を確認すること（例えば、情報システムのリソースへのアクセスを許可するために妥当性を確認すること）をいう（メッセージその他情報の発信元又は内容の妥当性を確認すること及びパスワード、個人識別番号データ又は類似のデータの保護に直接関連しないファイル若しくはテキストの暗号化機能以外の全てのアクセス制御機能を含む。）。）</p> <p>ロ デジタル署名</p> <p>ハ データ完全性</p> <p>ニ 否認防止</p> <p>ホ デジタル著作権管理（複製することを防止されたプログラムの実行を含む。）</p> <p>ヘ 娯楽施設若しくは装置の有する機能であるもの、商業放送又は医療用の記録管理のために行われる暗号化又は復号</p> <p>ト イからへまでのいずれかに該当する機能を支援するための鍵管理機能</p>
	情報システムのセキュリティ管理機能	<p>情報又は通信のアクセス性、機密性又は完全性を保証するための全ての手段及び機能（誤作動を防ぐための手段及び機能を除く。）をいい、暗号処理（情報の内容の秘匿又は情報の不正な改ざん若しくは不正な利用の防止を目的として情報の変換（秘匿パラメータを用いた情報の変換に限る。）を行う処理をいい、固定式（符号化又はデータ圧縮のアルゴリズムが外部からのパラメータを受け入れず、かつ、使用者によって変更できないもの）の符号化及びデータ圧縮を除く。）、暗号機能有効化の手段、暗号解析（秘密の変数又は平文を含む機密データを抽出するために暗号システム又はその入出力を解析するものをいう。ISO 7498-2-1988 (E), paragraph 3.3.18を含む。）、信号の漏えい防止、コンピューターの安全性を確保するための手段及び機能を含む。</p>
	スマートカード	スマートカードの形状は問わない。

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	電波到達最長実効距離が400メートル未満のもの	製造者がカタログ等において、電波の到達する最長距離が400メートル未満としているものをいう。	
	パーソナルエリアネットワーク	任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、個人又はデバイスコントローラーが物理的に近接する範囲（一部屋、自動車及びそれらの周辺など）の通信に制限されたデータ通信システムをいう。また、ローカルエリアネットワークは、パーソナルエリアネットワークの範囲を地理的に超えるものをいう。	
	貨物等省令第8条第九号イ（十八）、（十九）2三、（二十）中の操作、管理又は保守	<p>次のイからハまでのいずれか一つ以上に該当する作業をいい、ニ若しくはホのいずれかに該当する作業又はこれらに関連する鍵管理機能は含まない。</p> <p>イ 次のいずれかの確立又は管理</p> <p>（一）使用者又は管理者のアカウント又は権限</p> <p>（二）ある貨物又はあるプログラムの設定</p> <p>（三）（一）又は（二）を支援するための認証データ</p> <p>ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理</p> <p>ハ イ又はロを支援するためのログ又は検査データの管理</p> <p>ニ イ（一）又は（二）を支援するための認証データの確立又は管理に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上</p> <p>ホ ある貨物又はあるプログラムのフォロワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの</p>	
	汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー		特定の機能を有するように専用設計された計算機能を有する装置又はサーバーを除く。
	ネットワークに接続する民生産業用途	情報システムのセキュリティ管理、デジタル通信、汎用的なネットワーク又は汎用的な計算をすること以外の用途であって、ネットワークに接続する消費者用途又は民生産業用途をいう。	
	任意でないデータ	システムの安定性、性能又は物理的測定に直接的に関連するセンサーのデータ又は計測したデータ（温度、圧力、流速、質量、体積、電圧、物理的位置など）であって、当該貨物を使用する者によって変更できないものをいう。	
	暗号機能有効化の手段を用いることによって	<p>次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物（貨物</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	のみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	<p>等省令第8条九号から第十二号までに該当しないものに限る。)を第九号イに該当するもの(第九号へに該当しないものに限る。)に変換し、又はあるプログラム(第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号に該当しないものに限る。)を第21条第1項第九号(第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。)に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの</p> <p>ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号若しくは第九号の二に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの</p>	
	量子暗号	物理システムの量子力学的特性(量子力学、量子場理論又は量子電気力学によつて明確に規律された物理特性を含む。)を測定することにより、暗号用の共有鍵を確立させるための一連の技術をいう。量子鍵配布(QKD)ともいう。	
	情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計し、又は改造した装置	情報又は通信の秘密を保持することを目的として漏えいを防止するように設計し、又は改造したものに限る。	
	盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム	物理層(OSI参照モデル(ISO/IEC7498)のレイヤー1を含む。)で盗聴の検知機能を実現するものに限る。	
	暗号解析機能	平文、パスワード又は暗号鍵を含む、秘密の変数又は機密データを抽出するために暗号の仕組みを解読するよう設計された機能をいう。	
	貨物等省令第8条第十一号中の電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出	電子計算機の端末又は通信端末のオペレーティングシステム又はファイルシステムによる変換を伴わずに当該機器の記憶媒体(例えば、RAM、フラッシュメモリー又はハードディスク)からバイナリーデータを取り出すことをいう。	
	貨物等省令第8条第十二号中の設計用の装置、製造用の装置又は評価若しくは検証する		他の用途に用いることができるものを除く。

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	ための測定装置		
	部分品 附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	貨物等省令第8条に掲げる貨物		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの
10	部分品 附属品	他の用途に用いることができるものを除く。ただし、レーザー発振器の部分品については、他の用途に用いることができるものを含む。	
	船舶用の位置決定装置	複数のビーコンと船舶に装備された hidroホンユニットとの間でコヒーレントな信号処理（外部からの情報を伝送する信号を処理することであって、高速フーリエ変換、ウォルシュ変換その他の領域間の変換、時間圧縮、フィルター処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴリズムを用いることをいう。）を行う装置及び位置の計算のために音速の伝搬誤差を自動的に補正できる装置を含む。	
	水中の任意の位置に設置することができる	再配置又は任意の水中の位置に回帰するために特別に設計されたものをいう。	
	走査を行うときの分解能	スワ幅をスワス毎の音響走査領域数の最大値で除して得られた値をいう。	
	走査効率	センサーが作動することができる最大速度（メートル毎秒）にスワス毎の音響走査領域数の最大値を乗じて得られた値をいう。 2方向に音響走査領域を作り出すシステム（3Dソナー）については、いずれかの方向の走査効率の最大値が用いられる。	
	進行方向の分解能	進行方向のビーム幅（角度）に、ソナーのレンジ（メートル）及び0.873を乗じて得られた値（センチメートル）をいう（サイドスキャン	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		ソナーの場合に限る。)。アジマス分解能を指す。	
	進行方向に直交する方向の分解能	75を信号帯域幅（キロヘルツ）で除して得られた値（センチメートル）をいう。レンジ分解能を指す。	
	走査範囲	ソナーのレンジ（メートル）に、当該レンジでセンサーが作動することができる最大速度（メートル毎秒）及び2を乗じて得られた値（平方メートル毎秒）をいう。	
	計測距離	表示可能な距離をいう。	
	貨物等省令第9条第一号イ（四）の音響送波器	輸出令別表第1の中欄のいずれかに掲げられた貨物（貨物等省令第9条第一号若しくは第二号又は第14条第六号に該当するものを除く。）に使用するように特別に設計したものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。	
	貨物等省令第9条第一号イ（四）中の圧電性物質	ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛（PMN-PT）の圧電性単結晶（固溶体から成長したもの）又はニオブ酸鉛インジウム・ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛（PIN-PMN-PT）の圧電性単結晶（固溶体から成長したもの）を含む。	
	貨物等省令第9条第一号イ（四）中の自由音場における送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベル	音源レベルは、最大反応軸及び音響送波器の遠距離音場に従って定義され、次に掲げる式を用いて送波電圧感度から算定する。 音源レベルの二乗平均平方根＝（送波電圧感度＋20log×駆動電圧）デシベル （デシベルの基準値は1メートルに対して1マイクロパスカル）	
	貨物等省令第9条第一号イ（六）1中の探知することができる距離	複数の探知距離を持つ場合は、最大の探知距離で評価する。	
	受信機能を有するもの又はその部分品	通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び受信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。	
	ハイドロホン	1以上のセンサーからなるものであって、受信する音波チャンネルが単	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		一のものをいう。複数のセンサーを有するものは hidrohon グループともいう。	
		水中の音響変換器で受信機として設計され動作するトランスデューサーを含む。	
音圧感度		実効値が1マイクロパスカルの圧力を有する平面波音場の中に置いた hidrohon センサーの出力電圧の実効値の10を底とする対数値に20を乗じたものをいう。	
hidrohon アレー		複数の hidrohon からなるものであり、受信する音波チャンネルが複数のものをいう。	
使用者によるプログラムの書換え		回路の物理的変更又はパラメータ値の入力その他の機能の制御の設定以外の手段によりプログラムを挿入し、修正し、又は置換することをいう。	
貨物等省令第9条第一号ロ(六)中の加速度計を有する水中音波センサー		ベクトルセンサーを含む。	
加速度感度		プリアンプの無い水中音波センサーが9.81メートル毎秒毎秒の環境下にある平面波音場に置かれた時の標準実効値1ボルトに対する実効値出力ボルテージの10進法を用いた割合の20倍の対数として定義されるものをいう。	
宇宙用に設計した		7の「宇宙用に設計した」の解釈に同じ。	
固体の光検出器		フォーカルプレーンアレーを含む。	電子管を除く。
フォーカルプレーンアレー		同一チップ内に、検出素子を一次元若しくは二次元に配列したもの又は多層化したものであって、読み出し回路の有無に関係なく、同一焦点面で動作するものをいう。	
		同一チップ内に検出素子を1のみ有する独立したチップを重ねたものであって、同一焦点面で動作しないもの並びに同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有さない	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	積
			<p>2 から 4 までの検出素子で構成したものを除く。</p>
	<p>貨物等省令第9条第三号ニ及びホ中のフォーカルプレーンアレー</p>	<p>同一チップ内に光導電型アレー又は光起電力型アレーを有するものを含む。</p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 要素素子の数が16以下のカプセル封じをした光導電セルであって、硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの</p> <p>ロ 焦電検出器であって、硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたもの</p> <p>ハ 電荷増倍を行うように特別に設計又は改造したものであって、760ナノメートルを超える波長で最大放射感度が10ミリアンペア毎ワット以下となるように設計によって制限されたもののうち、次の全てに該当するもの</p> <p>(一) 出力を制限する機構を組み込んだものであって、取り外し又は改造されないように設計したもの</p> <p>(二) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 出力を制限する機構が検出素子の動作に不可欠であるもの（取り外し又は改造によって検出素子が動作できなくなるように設計したものに限る。）又は検出素子と組み合わせられたもの</p>

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
			<p>2 所定の位置において出力を制限する機構がある場合にのみフォーカルプレーンアレーが動作できるもの</p> <p>ニ 要素素子の数が5, 130未満のサーモパイルアレー（熱電対によるゼーベック効果を利用した赤外線熱型フォーカルプレーンアレーであって、赤外線の入射エネルギーによって熱起電力が得られるものをいう。）</p>
電荷増倍	電荷増倍	電子イメージの増倍を行うことであって、衝突電離による増倍過程の結果として電荷キャリアを発生させることをいう。イメージ増強管、固体検出器又はフォーカルプレーンアレーには電荷増倍による検出器もある。	
応答時定数	応答時定数	電流を増加させる光刺激を加えてから、電流が最終値の63パーセントに達するのに要する時間をいう。	
貨物等省令第9条第三号ロ（一）3及びハ（一）3中のマルチアールカリ	貨物等省令第9条第三号ロ（一）3及びハ（一）3中のマルチアールカリ	S-20及びS-25を含む。	
放射感度	放射感度	ナノメートルで表記された波長に量子効率と0.807を乗じたものをいう（単位はミリアンペア毎ワットとする。）。量子効率は1未満の小数とする（例えば、80%の場合は0.80とする。）。	
モノスペクトルイメージセンサー	モノスペクトルイメージセンサー	1の分離したスペクトル帯域からイメージデータを得ることができるものをいう。	
マルチスペクトルイメージセンサー	マルチスペクトルイメージセンサー	複数の分離したスペクトル帯域から同時に又は連続的にイメージデータを得ることができるものをいう。	
瞬時視野が200マイクロラジアン未満のもの	瞬時視野が200マイクロラジアン未満のもの		300ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するモノスペクトルイメージセンサーであって、組み込まれている光検出器又はフォーカルプ

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
			<p>レーンアレーが宇宙用に設計していないもののうち、次のいずれかに該当するもののみであるものを除く。</p> <p>イ 電荷結合素子（CCD）であって、電荷増倍を行うように設計又は改造されていないもの</p> <p>ロ 相補型金属酸化膜半導体（CMOS）素子であって、電荷増倍を行うように設計又は改造されていないもの</p>
	光検出器を用いた装置		<p>次のいずれかに該当するものであって、主材料に^ひ砒化ガリウム又は^ひ砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極を組み込んでいないものを除く。</p> <p>イ 産業用又は民間用の侵入警報装置</p> <p>ロ 交通用又は産業用の運転制御装置又は計数装置</p> <p>ハ 材料の検査、選別又は解析に用いる産業用の装置</p> <p>ニ 産業用の炉に用いる炎検知器</p> <p>ホ 研究用に設計した装置</p>
直視型のもの		イメージング装置であって、像をテレビジョンディスプレイ用の電子信号に変換することなく表示することができるもののうち、当該像を記録又は蓄積できないものをいう。	
センサー用の光ファイバー		音響、温度、加速度、電磁気若しくは放射線に対して感度を有するように、組成的若しくは構造的に特別に製造された又はコーティングによって改造されたものをいう。	ボーリング穴におけるセンサー用に特に設計したものを除く。
読み出し集積回路		フォーカルプレーンアレーの下層に配置され、又は接合されるように設計された集積回路であって、検出素子により生成される信号を読み出す	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		(すなわち、抽出し、及び保持する) ために使用される。少なくとも、読み出し集積回路は、電荷を抽出し、読み出し集積回路の内部又は外部で処理を行うために、検出素子の相対空間位置及び方位の情報を保持する方法で多重化機能を適用することによって、検出素子から電荷を読み出す。	
	電子式のカメラ	光を電子信号に変換して撮影を行うカメラをいう。	
	貨物等省令第9条第八号ロ(三)中のストリークカメラ	モジュール式の構造を持つ場合は、製造業者の仕様に従って、利用可能なプラグインユニットを用いた場合のカメラの最大能力で評価する。	
	貨物等省令第9条第八号ロ(四)中の電子式のフレーミングカメラ	モジュール式の構造を持つ場合は、製造業者の仕様に従って、利用可能なプラグインユニットを用いた場合のカメラの最大能力で評価する。	
	貨物等省令第9条第八号ロ(五)中の電子式のカメラ	モジュール式の構造を持つ場合は、製造業者の仕様に従って、利用可能なプラグインユニットを用いた場合のカメラの最大能力で評価する。	
	貨物等省令第9条第八号ロ(六)中のプラグインユニット	機器の機能を変更するために、機器にプラグとソケット等を用いて結合することができ、かつ、取り外すことができるモジュール、組立品又は装置をいう。	
	貨物等省令第9条第八号ロ(七)中のビデオカメラ	デジタルビデオカメラ又はデジタルビデオカメラの機能を有するデジタルカメラは、動画撮影時に使用される最大有効画素数で評価する。	テレビジョンカメラ又はビデオカメラであって、テレビジョン放送用に設計されたものを除く。
	貨物等省令第9条第八号ロ(七)6中のカメラの被写体追跡データを内部処理して画像情報に注記できる機能を有するもの	スマートフォン、コンパクトデジタルビデオカメラ(ビデオ機能を有するデジタルカメラを含む。)等の民生用のものを除く。	
	カメラの被写体追跡データ	地球に対するカメラの視野方向を明らかにするために必要な情報であって、次のイ及びロに該当するものをいう。 イ カメラの視野方向が地球磁場方向に対して作る水平面内の角度	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		ロ カメラの視野方向と地球の水平面との垂直角度	
	貨物等省令第9条第八号ロ（八）中のスキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 産業用又は民生用の写真複写機 ロ イメージスキャナーであって、民生用に据え付けるもののうち、近接してスキャニング（文書、アートワーク又は写真に含まれる画像又は活字の複写を含む。）を行うように設計したもの ハ 医療用装置
	貨物等省令第9条第八号ロ（八）中の固体撮像素子を組み込んだもの		テレビジョンカメラ又はビデオカメラであって、テレビジョン放送用に設計されたものを除く。
	有効画素数	光電変換機能をもち、かつ、光を受ける画素の数をいう。	
	熱型フォーカルプレーンアレー	フォーカルプレーンアレーのうち、赤外線放射の吸収により引き起こされる検出器内の温度変化によって有効な信号を発生させるために用いられる熱画像検出器をいう。	
	貨物等省令第9条第八号イ（一）及びロ（九）中のイメージ増強管を組み込んだもの		テレビジョンカメラ又はビデオカメラであって、テレビジョン放送用に設計されたものを除く。
	貨物等省令第9条第八号イ（二）及びロ（十）中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの	電源が供給された場合に最低限のアナログ信号又はデジタル信号を出力することができるために、読み出し用の集積回路だけでなく、十分な信号処理電子回路と組み合わされたフォーカルプレーンアレーを含む。	次のいずれかに該当するものを除く。 イ テレビジョンカメラ又はビデオカメラであって、テレビジョン放送用に設計されたもの ロ 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有さない12以下の検出素子を一次元に配列したフォーカルプレーンアレー（貨

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	積
			<p>物等省令第9条第三号ニ（一）1から五まで又はホ（一）1から5までに該当するものに限る。）を組み込んだものであって、次のいずれかのために設計されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）産業用又は民生用の侵入警報装置 （二）交通用又は産業用の運転制御装置又は計数装置 （三）建築物、装置又は工業プロセスにおける熱流の検査又はモニタリングに用いる産業用の装置 （四）材料の検査、選別又は解析に用いる産業用の装置 （五）研究用に設計した装置 （六）医療用装置 <p>ハ フォーカルプレーンアレー（貨物等省令第9条第三号ニ（一）2又はホ（二）に該当するものに限る。）を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> （一）最大フレーム速度が9ヘルツ以下のもの （二）次の1から4までの全てに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 1 最小水平瞬時視野又は最小垂直瞬時視野が2ミリラジアン以上のもの 2 焦点距離が固定されたレンズを内蔵し、取り外すように設計していないもの 3 直視型のディスプレイを内蔵していないもの <p>注：直視型のディスプレイ</p>

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	積
			<p>とは、赤外線領域で動作するイメージングカメラに用いる光漏れ防止機構を内蔵した小型ディスプレイであって、目に近接して画像を観察者に表示するものをいう。</p> <p>4 次のいずれかに該当するもの</p> <p>一 検出した視野の画像を見ることができるようにするための機能を有さないもの</p> <p>二 単一の用途のために設計したカメラであって、使用者が改造しないように設計したもの</p> <p>注：瞬時視野（IFOV）は水平IFOV又は垂直IFOVの小さい方の数値をいう。</p> <p>水平IFOV＝水平視野（FOV）／水平検出素子数</p> <p>垂直IFOV＝垂直視野（FOV）／垂直検出素子数</p> <p>(三) 民生用の乗用車に組み込むために設計したカメラであって、次の全てに該当するもの</p> <p>1 車両内部のカメラの配置や構造が、専ら運転者に乗用車の安全運転を補助するためのもの</p> <p>2 次のいずれかに組み込まれた場合にのみ作動するもの</p>

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	積
			<p>の</p> <p>一 民生用の乗用車であつて、総重量が4,500キログラム未満のもの</p> <p>二 特に設計した保守用の試験装置</p> <p>3 取り外された場合には機能しないようにするための機構を有するもの</p> <p>ニ フォーカルプレーンアレー（貨物等省令第9条第三号ニ（一）1六又はホ（一）6に該当するものに限る。）を組み込んだものであつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>（一）室内で商用電源に接続して作動するシステム又は機器に部分品として組み込むために設計したカメラであつて、当該システム若しくは機器又は特に設計した保守用の装置に組み込まれた場合にのみ作動するもののうち、これらから取り外された場合には機能しないようにするための機構を有し、かつ、次のいずれかの単一の用途に用いるように設計によって制限されたもの</p> <p>1 工業プロセスのモニタリング、品質管理又は材料の解析</p> <p>2 科学研究用に設計した実験装置</p> <p>3 医療用装置</p> <p>4 金融詐欺検知装置</p> <p>（二）民生用の乗用車又は乗客用及び車両用フェリーに組み込</p>

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解	積
			<p>むために設計したカメラであって、次の全てに該当するもの</p> <p>1 車両又はフェリー内部のカメラの配置や構造が、専ら運転者に乗用車又はフェリーの安全運転を補助するためのもの</p> <p>2 次のいずれかに組み込まれた場合にのみ作動するもの</p> <p>一 民生用の乗用車であって、総重量が4,500キログラム未満のもの</p> <p>二 乗客用及び車両用フェリーであって、全長が6.5メートル以上のもの</p> <p>三 特に設計した保守用の試験装置</p> <p>3 取り外された場合には機能しないようにするための機構を有するもの</p> <p>(三) 760ナノメートルを超える波長で最大放射感度が10ミリアンペア毎ワット以下となるように設計によって制限されたものであって、次のすべてに該当するもの</p> <p>1 出力を制限する機構を組み込んだものであって、取り外し又は改造されないように設計したもの</p> <p>2 出力を制限する機構が取り外された場合にはカメラを機能しないようにするための機構を組み込んだもの</p> <p>3 水中用に設計していない</p>

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
			<p>もの</p> <p>(四) 次のすべてに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 直視型又は電子画像のディスプレイを内蔵していないもの 2 検出した視野の画像を見ることができるよう出力するための機能を有さないもの 3 フォーカルプレーンアレーが意図されたカメラに組み込まれた場合にのみ作動するもの 4 意図されたカメラから取り外された場合には永久に作動しないようにするための機構をフォーカルプレーンアレーが有するもの
	<p>貨物等省令第9条第九号イ(一)2、(四)2及び第十号ホ(三)3二中のレーザー損傷閾値</p>	<p>ISO 21254-1:2011に基づいて測定するものをいう。</p>	
	<p>反射鏡</p>		<p>リソグラフィ装置用を除く。</p>
	<p>鏡面の形状を変化させることができるもの</p>	<p>反射鏡であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 連続した光反射面を少なくとも1有するものであって、反射鏡に入射する波面の歪を補正するために、個別のトルク又は外力によって動的に変形することができるもの</p> <p>ロ 複数の光反射エレメントを有するものであって、反射鏡に入射する波面の歪を補正するために、トルク又は外力によって、個別に動的に再配置することができるもの</p>	
	<p>複合材料</p>	<p>アダプティブミラーを含む。</p>	<p>4の「複合材料」の解釈に同じ。</p>

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	貨物等省令第9条第九号イ中のヘリオスタット	太陽の動きに追従して太陽放射を反射鏡で所定の方向に反射させる装置をいう。	
	非球面光学素子	光学器械に用いられる光学素子であって、光学表面が理想的な球面の形状から外れるように設計されたものをいう。	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 光学的開口の最大寸法が1メートル未満のものであって、焦点距離と光学的開口の最大寸法の比が4.5:1以上のもの</p> <p>ロ 光学的開口の最大寸法が1メートル以上のものであって、焦点距離と光学的開口の最大寸法の比が7:1以上のもの</p> <p>ハ フレネル、フライアイ、ストライプ、プリズム又は回折型の光学素子として設計されたもの</p> <p>ニ ほうけい酸ガラスを用いたものであって、摂氏25度の温度において線膨張係数が100万分の2.5を超えるもの</p> <p>ホ エックス線用の光学素子であって、内側に反射鏡を有するもの（管状の反射鏡を含む。）</p> <p>ヘ リソグラフィ装置用のもの</p>
	貨物等省令第9条第九号の三イ中のフレーム速度	フォーカルプレーンアレーの全ての有効画素が、波面測定装置の光学系により映し出される記録画像用に統合される周波数をいう。	
	レーザー発振器	<p>2の「レーザー発振器」の解釈に同じ。</p> <p>エキシマレーザー発振器、半導体レーザー発振器、化学レーザー発振器、一酸化炭素レーザー発振器、二酸化炭素レーザー発振器及び繰り返してないパルスを発振するネオジウムガラスレーザー発振器は、貨物等省令第9条第十号ニに基づいて判定することとする。</p> <p>周波数変換（波長変換をいい、一つのレーザー発振器がもう一つのレー</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		<p>ザー発振器を励起する方法を除く。)を組み込んだレーザー発振器は、周波数変換が行われる前の光源としてのレーザー発振器と周波数変換が行われた光出力のそれぞれについて判定を行うこととする。</p>	
		<p>ファイバーレーザー発振器を含む。</p>	<p>定格出力エネルギーが20ジュール未満のルビーレーザー発振器、ニトログンレーザー発振器及びクリプトンレーザー発振器を除く。</p>
波長可変レーザー発振器		2の「波長可変レーザー発振器」の解釈に同じ。	
持続波レーザー発振器		公称値において0.25秒を超える持続的な出力エネルギーを発生させるレーザー発振器をいう。	
貨物等省令第9条第十号イ及びロに該当する単一横モード		M ² ファクタが1.3未満のレーザービームプロファイルのものをいう。	
貨物等省令第9条第十号イ及びロに該当する多重横モード		M ² ファクタが1.3以上のレーザービームプロファイルのものをいう。	
貨物等省令第9条第十号イ(六)2に該当する波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器		<p>産業用レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 削除</p> <p>ロ 定格出力が1.0キロワット超1.6キロワット以下のものであって、ビームパラメータ積が1.25ミリメートル・ミリラジアン超のもの</p> <p>ハ 定格出力が1.6キロワット超2.5キロワット以下のものであって、ビームパラメータ積が1.7ミリメートル・ミリラジアン超のもの</p> <p>ニ 定格出力が2.5キロワット超3.3キロワット以下のものであって、ビームパラメータ積</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
			<p>が 2.5 ミリメートル・ミリラジアン超のもの</p> <p>ホ 定格出力が 3.3 キロワット超 6.0 キロワット以下のものであって、ビームパラメータ積が 3.5 ミリメートル・ミリラジアン超のもの</p> <p>へ 削除</p> <p>ト 削除</p> <p>チ 定格出力が 6.0 キロワット超 8.0 キロワット以下のものであって、ビームパラメータ積が 12.0 ミリメートル・ミリラジアンを超えるもの</p> <p>リ 定格出力が 8.0 キロワット超 10.0 キロワット以下のものであって、ビームパラメータ積が 24.0 ミリメートル・ミリラジアンを超えるもの</p>
貨物等省令第9条第十号イ（六）中の総重量	レーザー発振器、電源、熱交換器等レーザー発振器を機能させるために必要な全ての部分品を含む。		ビーム調整若しくは到達のための外部の光学器械又は光学部品を除く。
ウォールプラグ効率	レーザー発振器（電源、電力調整器、温度調整器、熱交換器を含む。）を作動させるために必要な総電気入力電源に対するレーザー発振器の定格出力又は平均出力の比率をいう。		
パルスレーザー発振器	パルス幅が 0.25 秒以下のレーザー発振器をいう。		
貨物等省令第9条第十号中のパルス	2の「貨物等省令第1条第三十六号中のパルス」の解釈に同じ。		
ピーク出力	パルス幅において得られた出力のうち最大の出力をいう。		
平均出力	ジュールで表した総レーザー出力エネルギーを秒で表した一連の連続するパルスが放射される時間で除したものをいう。一連の一定間隔で放射されるパルスにあっては、単一パルスにおけるジュールで表した総レーザー出力エネルギーに、ヘルツで表したパルス周波数を乗じたものをいう。		

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	パルス幅	2の「パルス幅」の解釈に同じ。	
	貨物等省令第9条第十号ハ（一）に該当する波長可変レーザー発振器		<p>色素レーザー発振器又は液体レーザー発振器であつて、多重横モードで発振し、かつ150ナノメートル以上600ナノメートル以下の波長範囲で使用するよう設計したもののうち、次のイ及びロに該当するものを除く。</p> <p>イ 1パルス当たり1.5ジュール未満のパルスを発振するもの又はピーク出力が20ワット未満のもの</p> <p>ロ 平均出力又は持続波の定格出力が20ワット未満のもの</p>
	半導体レーザー発振器	輸出令別表第1の中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するよう特別に設計したものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。	
		半導体レーザーバー若しくは半導体レーザースタックアレーの形状であるものを含み、又は光出力コネクタを有するもの若しくはピグテイル型のものを含む。	
	半導体レーザーバー	複数の半導体レーザーダイオードを1次元のアレーに配列させたものをいう。	
		レーザーダイオードバー又はダイオードバーを含む。	
	半導体レーザースタックアレー	半導体レーザーダイオードの2次元のアレーを形成するよう複数の半導体レーザーバーにより構成されたものをいう。	
	空間的に干渉し得る波	2次元に配列された半導体レーザーダイオードから発振されるすべての光の位相が揃った波をいう。	
	第9条第十号ニ（一）5中の半導体レーザースタックアレー		第9条第十号ニ（一）5に該当する半導体レーザースタックアレーを結合することによって形成され

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
			たスタックアレーであって、当該半導体レーザースタックアレーをさらに結合又は改造するように設計していないものを除く。
	出力密度	レーザー発振器の総出力をスタックアレーの出力表面積で除したものをいう。	
	エキシマレーザー発振器		リソグラフィ装置用を除く。
	化学レーザー発振器	化学反応により生じたエネルギーにより励起種が生成されるレーザー発振器をいう。	
	トランスファーレーザー発振器	レーザー動作をする原子又は分子が、レーザー動作をしていない原子又は分子と衝突することによるエネルギー移動により、励起種となるレーザー発振器をいう。	
	非繰返しパルスを発振する	単一出力パルス又はパルス間隔が1分を超えるパルスを発振することをいう。	
	レーザー光を利用して音声を探知する装置	レーザーマイクロフォン又はパーティクルフロー探知式マイクロフォンともいう。	
	磁力計	単一の磁場検出素子と関連する電子機器とから構成されたものであって、磁場を検出するために設計されているものをいう。	
	磁場勾配計	複数の磁力計と関連する電子機器とから構成されたものであって、磁場の空間的な変化を検出するために設計されているものをいう。	
	貨物等省令第9条第十一号中の感度	機器固有のノイズフロア（測定可能な最も小さい信号）の二乗平均平方根をいう。	
	超電導	7の「超電導」の解釈に同じ。	
	移動体	車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体をいう。	
	貨物等省令第9条第十二号ロ中の測定所要時間	プラットフォーム誘導加速度（高周波ノイズ）の妨害効果が低減される間の時間をいう。重力計の応答時間ともいう。	
	中心周波数	動作周波数の最大値と最小値の和の2分の1をいう。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	スペクトル拡散	ランダム又は疑似ランダムなコーディング技術を用いて、相対的に狭い周波数帯域の信号からより広い周波数帯域へとエネルギーを拡散させる変調技術をいう。	
	周波数アジリティー	パルスレーダー送信機の搬送周波数を、パルス間又はパルス群間でパルス帯域幅以上の量疑似ランダムシーケンスで変化させる技術をいう。	
	航空管制用に設計した地上レーダー	次のイからニまでのすべてに該当するものをいう。 イ 最大の計測距離が500キロメートルを超えないもの ロ レーダー目標データがレーダーサイトから1以上の民間の航空管制センターへの一方のみで得られるように構成されているもの ハ 航空管制センターからレーダー走査速度を遠隔操作するための設備を有していないもの ニ 恒久的に設置するもの	
	貨物等省令第9条第十三号ヌ中のレーザーレーダー		気象観測用のライダーを除く。
	貨物等省令第9条第十三号ヌ(三)中の国際水路機関が定める水路測量に係る基準に照らして十分な精度を有し	国際水路機関が定める水路測量に係る基準(2008年2月第5版)における等級-aを満たしていることをいう。 水平精度(95%の信頼度) = 5 m + 深度の5% 観測深度用の深度精度(95%の信頼度) = $\pm \sqrt{(a^2 + (b \times d)^2)}$ a = 0.5 m = 一定深度の誤差(すべての一定深度の誤差の合計) b = 0.013 = 深度依存誤差係数 b × d = 深度依存誤差(すべての深度依存誤差の合計) d = 深度 探知能力 > 2 m (深度40 m以下の場合) : 深度の10% (深度40 m超の場合)	
	パルス圧縮技術	広いパルス幅のレーダー信号を、狭いパルス幅の信号にコード化又は処理するものをいう。	
	自動目標追尾の技術	目標の最も確からしい位置の外挿値を、実時間で自動的に決定又は出力する技術をいう。	
	貨物等省令第9条第十三号中の船舶航行サービス	航空機(11の「航空機」の解釈に同じ。)のための航空交通管制と類いの、船舶航行の監視及び管制サービスをいう。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	周波数ホッピング	9の「周波数ホッピング」の解釈に同じ。	
	貨物等省令第9条第十三号中の航海用レーダー	海洋、内陸水路又は沿岸環境における安全な航行のために設計されたレーダーをいう。	
	光学の測定装置		顕微鏡を除く。
	基板材料	反射鏡又は光学窓その他の光学部品を製造するためのモノリシック材料をいう。	
	光学ガラス	石英ガラス、 ^{りん} リン酸塩ガラス、フルオロ ^{りん} リン酸塩ガラス、ふっ化ジルコニウム及びふっ化ハフニウムを含む。	
	貨物等省令第9条第十六号ヌ中のダブルクラッドファイバー	エンドキャップ付のファイバーを含む。	
	貨物等省令第9条第十六号ヌ（一）2及び（二）2中の開口数	ファイバーの放射波長で測定されるものをいう。	
	貨物等省令第9条に掲げる貨物		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの
1 1	直線加速度計	振動又は衝撃のみの計測に限定されたものを除く。	
	航法装置	レーダー、潜水艇用の自動操縦装置又は水上船若しくは潜水艇の慣性航法装置を除く。	
	部分品	他の用途に用いることができるものを除く。	
	貨物等省令第10条第一号中のバイアス	4の「バイアス」の解釈に同じ。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
	安定性	<p>安定した温度条件の下で計測されたある特定のパラメータについて、その較正值からのバラツキの標準偏差（1シグマ）をいい、時間の関数として表される。</p> <p>注：加速度計及びジャイロ스코ープの安定性は、公称測定時間と一致した積分周期（すなわち、サンプル時間）で、アラン分散ノイズ解析で算出された値で評価することも可能である。</p> <p>公称測定時間には、アラン分散ノイズ解析が、不安定になる点を超えてレート及び加速度計のランダムウォーク又はレート及び加速度計のランプの分布範囲に入ったと公称測定時間と一致した積分周期から推定することを含む（IEEE Std 952-1997（R2008）又はIEEE Std 1293-1998（R2008）参照）。</p>
	スケールファクター	<p>計測すべき入力値の変化に対する出力値の変化の比率をいう。</p> <p>スケールファクターは通常、計測範囲全体に渡って入力値を周期的に変化させて得られた出力データを基に、最小2乗法を用いて得られた直線の勾配として求められる。</p>
	再現性	4の「再現性」の解釈に同じ。
	貨物等省令第10条第二号中のバイアス	4の「ドリフトレート」の解釈に同じ。
	角度のランダムウォーク	ホワイトノイズにより引き起こされる一定時間の角度の誤差をいう。
	スピニングマスジャイロ	角運動を検知するために連続回転するマスを用いるジャイロをいう。
	貨物等省令第10条第三号中の慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置	4の「貨物等省令第3条第十七号へ中の加速度計又はジャイロ스코ープを用いた装置」の解釈に同じ。
	航空機	固定翼、可変翼、回転翼（ヘリコプター）、チルトローター又はチルトウィングを持った飛行体をいう。
	民間航空機	本邦又は貨物等省令別表第2に掲げる地域のいずれかの政府機関より耐空証明を受けて、国内若しくは国際線の商業運行用又は、法定の民間、個人若しくはビジネス用として登録された形式のものをいう。

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	位置参照情報	<p>独立して位置情報を提供するものであって、衛星航法システム及びデータベース参照航法装置を含む。</p> <p>注：データベース参照航法装置とは、様々な地図データ等（水深地図、天文地図、重力地図、磁気地図及び三次元デジタル地形図を含む。）を移動中に得られる航法情報と統合して使用するシステムをいう。</p> <p>DBRN (Data-based Referenced Navigation) システムともいう。</p>	
	平均誤差半径	<p>円状の正規分布において、測定値全体の50パーセントが含まれる円の半径、又はその中に位置する確率が50パーセントの円の半径をいう。</p> <p>CEP (Circular Error Probable) ともいう。</p>	
	貨物等省令第10条第三号ハ中の機首方位精度	<p>測定された値の中で、最も良い（低い）もので判定するものとする。</p>	
	貨物等省令第10条第三号イ中の精度が次のいずれかに該当するもの	<p>航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計した慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置に適用される。これらの性能値は、高度計、走行距離計、速度記録などの非位置参照情報を用いることによって得られるもののため、特定された性能値を別の性能値に直ちに変換することはできない。陸上車両と船舶の両方の性能を備えているなどの複数の性能を備えている装置は、貨物等省令第10条第三号イ（一）から（三）に掲げる精度のうち、該当する性能に基づいてそれぞれ評価するものとする。</p>	
	貨物等省令第10条中のジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測	<p>スタートラッカー又は恒星姿勢センサーともいう。</p>	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	定することができる装置		
	方位精度が20秒以下のもの	カタログ等において、耐用期間にわたる方位精度が20秒以下としているものをいう。	
	衛星航法システム	地上局、衛星群及び受信機から構成されるシステムであり、衛星からの受信信号を基に受信機の位置が計算可能なもの。これには、全地球航法衛星システム及び地域航法衛星システムが含まれる。	
	送信出力制御	航空機のある高度での受信信号の強さが常にその高度を決定するのに必要最小限となるように、高度計の信号送信出力を変化させることをいう。	
	水中ソナー航法装置		水上船に組み込むように設計したもの又は位置情報を提供する音響ビーコン若しくはブイを必要とするものを除く。
	貨物等省令第10条第五号中の衛星航法システムからの電波を受信する装置		アダプティブアンテナ技術を用いない複数の全方向性アンテナからの信号をろ波、切換又は合成するように設計した部分品のみを用いるものを除く。
	貨物等省令第10条第五号ロ中のアダプティブアンテナシステム	時間領域又は周波数領域において信号処理を行うことにより、アンテナアレーのパターンに1つ以上の空間的なヌル点を動的に生成するものをいう。	
	試験装置、校正装置、心合わせ装置		保守レベルⅠ（航空機の機体に搭載された状態で制御表示ユニットによる指示又は関連するサブシステムからの状態メッセージにより慣性航法ユニットの故障を発見し、製造者から提供されたマニュアルに従いどのライン交換ユニットが故障したか突き止め、オペレータがそのライン交換ユニットを取り外してスペアと交換するレベルをいう。）及び保守レベルⅡ

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
			<p>(故障したライン交換ユニットを整備工場(製造者又はレベルⅡの保守に責任を負えるオペレータのものに限る。)に送り、そこで原因を確認するための試験を行い、故障原因となったショップ交換アセンブリを突き止め、これを取り外してスペアと交換するレベルをいう。ただし、規制されている加速度計又はジャイロスコープを分解又は修理することはこれに含まれない。)のためのものを除く。</p>
	貨物等省令第10条に掲げる貨物		<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 医療用に設計された装置</p> <p>ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの</p>
12	動作自由度	<p>フィードバック制御によって制御される互いに独立なジョイントの数をいう。</p> <p>動作自由度を決定する際には、位置フィードバックを用いた比例的な相関動作制御を有している機能のみが算入される。</p>	
	複合材料	4の「複合材料」の解釈に同じ。	
	未広ノズル	流れの方向に従って径が大きくなるノズルをいう。	
	浮力材	中空のプラスチック製又はガラス製の球を樹脂マトリックスに埋め込んだものをいう。	
	ロボット	2の「ロボット」の解釈に同じ。	
	操縦ロボット	2の「操縦ロボット」の解釈に同じ。	
	シーケンスロボット	2の「シーケンスロボット」の解釈に同じ。	
	永久磁石を用いた電気推進機関	リムドライブ推進装置を含む。	
	閉鎖回路式又は半閉鎖	磁性材料によって製造されたものに限る。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	回路式の自給式潜水用具		
	音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置		水中の爆発装置、エアガン又は燃焼物を音源としたものを除く。
	貨物等省令第11条に掲げる貨物		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの
13	貨物等省令第12条第二号ロ中の補正燃料消費率	1キログラム当たり42メガジュールの正味の比エネルギー（正味の発熱量をいう。）（国際規格ISO3977-2:1997）を有する船舶用に蒸留した液体燃料に補正したエンジンの燃料消費率をいう。	
	推進装置		中性子及び過渡的電離性放射線に耐えるように設計又は評価されたものは除く。
	部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	宇宙空間用の飛しょう体	能動的若しくは受動的衛星又は宇宙探査機をいう。	
	宇宙空間用の飛しょう体のバス	宇宙空間用の飛しょう体の動作に必要な基本システム及び宇宙空間用の飛しょう体のペイロードの搭載場所を備えつけた装置をいう。	
	宇宙空間用の飛しょう体のペイロード	宇宙空間用の飛しょう体のバスに取り付けられる装置であって、宇宙空間における特定の目的（例．通信、監視、科学）を遂行するために設計したものをいう。	
	遠隔指令又は遠隔測定データ処理	バスデータの管理、保管及び加工処理を含む。	
	ペイロードデータ処理	ペイロードデータの管理、保管及び加工処理を含む。	
	姿勢及び軌道の制御	宇宙空間用の飛しょう体の位置及び方向を決定し、制御するための	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		センサーによる計測及び動作を含む。	
	準軌道用の飛しょう体	人又は貨物の輸送のために設計したエンクロージャーを有するものであって、次の全てを行うために設計したものをいう。 イ 成層圏を越えて飛行すること ロ 地球周回軌道でない宇宙空間を飛行すること ハ 人又は貨物を乗せ、損傷を与えることなく、地球に帰還すること	
	運用手順の検証	次のいずれかに該当するものをいう。 イ 指令の順序の確認 ロ 運用訓練 ハ 運用の予行練習 ニ 運用解析	
	構造効率比	耐圧破壊圧力とモータケース内容積との積をモータケースの重量で除したものをいう。	
	応答時間	定格推力の90パーセントに達するまでをいう。	
	無人航空機	人間が搭乗することなしに、飛行を開始し、かつ、制御された飛行及び航行を維持することができる航空機をいう（無人の飛行船を含む。飛行船とは、動力駆動を有する航空機であって、空気よりも軽い気体（通常はヘリウム）により機体の浮揚を維持するものをいう。）。	
	貨物等省令第12条第十号の二イ中の操縦者	無人航空機の飛行を開始する又はこれに指令を出す者をいう。	
	貨物等省令第12条第十号の二イ中の視覚	レンズで矯正された又は矯正されていない肉眼の視力をいう。	
	貨物等省令第12条第十号の二イ中の最大航続時間	無風の平均海水面における国際標準大気条件（ISO 2533：1975）に対して計算される。	
	超合金	ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649度を超える温度における使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が850メガパスカルを超えるものをいう。	
	チップシュラウド	エンジンタービンケーシングの内側表面に取り付けられた環状の部分品（一体構造又は分割構造）又はタービンブレードの先端機構をいい、主	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		に固定された部分品と回転する部分品の隙間にガスシールをするものである。	
	マッハ数が1.2以上の速度の状態を作ることができる風洞		教育用のものであって、測定部の断面寸法が250ミリメートル未満のものを除く。 注：測定部の断面寸法とは、測定部の最大断面位置での円の直径、正方形の一辺又は矩形の長辺をいう。
	マッハ数が5を超える流れの環境をシミュレートすることができる装置	ホットショットトンネル、プラズマアークトンネル、ショックチューブ、ショックトンネル、ガストンネル、ライトガスガンを含む。	
	非破壊検査技術		二次元のエックス線分析又は基礎的な物理的若しくは化学的分析のためのものを除く。
	貨物等省令第12条に掲げる貨物		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの
14	貨物等省令第13条第2項第一号及び第二号中の共結晶したもの	2以上の火薬類の分子から構成される3次元の固形物をいう。	
	火薬又は爆薬の添加剤	可 ^そ 塑 ^{こう} 剤、膠化剤その他の火薬又は爆薬の性能を高めるために使用する物質をいう。	
	非磁性材料	非磁性材料とは、相対性透過性が2未満のものをいう。	
	閉鎖回路式自給式潜水用具又はその部分品、半閉鎖回路式自給式潜水用具又はその部分品、開放回路式自給式潜水用具の部分品	非磁性材料によって製造されたものに限る。	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈		
	ロボット	2の「ロボット」の解釈に同じ。		
	操縦ロボット	2の「操縦ロボット」の解釈に同じ。		
	シーケンスロボット	2の「シーケンスロボット」の解釈に同じ。		
	エンドエフェクター	2の「エンドエフェクター」の解釈に同じ。		
	電磁パルス		機械、電気機器等の装置又は雷から発生する電磁波により生ずる干渉を除く。	
	簡易爆発装置を除去又は処理するために特に設計した装置		作動させるにあたって、操作者が直接操作するものを除く。	
	部分品 附属品		他の用途に用いることができるものを除く。	
	電子式の装置		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 個人用線量計 ロ 労働安全衛生のための装置であって、その設計又は機能において事業所の安全確保又は民生産業に固有の危険性に対する防御に限定されたもの（採鉱用、採石用、農業用、製薬用、医療用、獣医療用、環境測定用、廃棄物管理用、食料産業用のものを含む。）	
	貨物等省令第13条第7項又は第8項に掲げる貨物		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの	
15	成型品	5の「貨物等省令第4条第二号の成型品」の解釈に同じ。		
	マトリックス	4の「マトリックス」の解釈に同じ。		

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
	導電性高分子		液状のものを除く。
	入射面が平面状でない吸収材	角錐形、円錐形、楔形又は螺旋形のものを含む。	
	平面状の吸収材	試験片は、方形で一辺が中心周波数の5波長以上のものであって、放射素子の遠方界領域に設置しなければならない。	
	連続気泡発泡体	可撓性のある多孔性材料であって、その内部が通気構造のものをいう。三次元網状発泡体ともいう。	
	貨物等省令第14条第二号ロ中の近赤外線吸収材として使用の吸収材として使用するよう特に設計したもの		次のいずれかの用途に該当するよう特に設計又は調合した材料を除く。 イ 重合体をレーザーマーキングするもの ロ 重合体をレーザー溶接するもの
	体積導電率、表面抵抗率	ASTM規格D-257又は同等の国家規格により測定されるものとする。	
	あらかじめ分離された	規制対象となる同位体の濃度を増加させることを意図したプロセスをいう。	
	チャンネル切換え所要時間	ある受信周波数から別の受信周波数に切換えたときに、最終の受信周波数の±0.05パーセント以内までに達する時間をいう。周波数範囲が周波数切換え範囲の中間点の前後±0.05パーセント未満のものについては、チャンネル周波数切換えができないものとみなす。	
	ハイドロホン	通常用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び送信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。 1以上のセンサーからなるものであって、受信する音波チャンネルが単一のものをいう。複数のセンサーを有するものはハイドロホングループともいう。	
	貨物等省令第14条第	伸張り、支持フレーム又は心棒に取り付けられた偏光ポリマーからなる	

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
	六号イ（三）2の圧電高分子膜	ものをいう。
	貨物等省令第14条第六号イ（三）3の可撓性を有する圧電複合材料	圧電セラミック粒子又は繊維と、絶縁体で音響を透過するゴム、重合体又はエポキシ樹脂の合成物からなるものであって、合成物が検出素子の不可欠な部分となっているものをいう。
	えい航 hidroホンアレー	通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び受信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。
	貨物等省令第14条第六号ロ（二）中の改造できるもの	配線の数の10パーセントを超えるスペア配線、hidroホングループの間隔を調整するためのブロック、又は水深を制限する内蔵装置であって、調整可能なもの若しくは2以上のhidroホングループを制御するものを有することをいう。
	えい航 hidroホンアレー用に設計した信号処理装置	通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び受信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。
	海底用又は港湾ケーブル用のhidroホンアレー	通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び受信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。
	海底用又は港湾用ケーブルシステム用に設計した信号処理装置	通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び受信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。
	使用者によるプログラムの書換え	10の「使用者によるプログラムの書換え」の解釈に同じ。
	宇宙用に設計した	7の「宇宙用に設計した」の解釈に同じ。
	固体の光検出器	10の「固体の光検出器」の解釈に同じ。
	貨物等省令第14条第十号中の防音装置	振動源に対して直接的に対抗振動を発生させることにより能動的に防音することができる電子制御装置を有するものをいう。
	貨物等省令第14条第十一号中の複合サイクルエンジン	ターボジェット、ターボプロップ、ターボファン、ラムジェット、スクラムジェット、ロケットモータ又はロケットエンジン（液体状、ジェル状又は固形の推進薬又はハイブリッド）のうち、2種類以上のものを組

輸出令別表第1項の	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
		み合わせたものをいう。	
	部分品 附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	貨物等省令第14条に掲げる貨物		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの